

仙台市安全安心街づくり 基本計画

(令和3年度から令和7年度まで)

令和3年 3月

仙 台 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	2
3 安全安心街づくりの範囲	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画とSDGsとの関連	3
6 計画期間	3
第2章 本市における安全安心の現状と課題	4
1 市内の犯罪の状況	4
2 迷惑行為の状況	8
3 安全安心に対する市民の意識	11
4 防犯に関する市の取り組みの現状	15
5 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状	17
6 今後の安全安心街づくりの課題	18
第3章 基本理念と計画目標	19
1 基本理念	19
2 基本目標	19
基本目標1 <u>『市民一人ひとりの防犯意識の向上』</u>	22
基本目標2 <u>『地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進』</u>	23
基本目標3 <u>『犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現』</u>	24
3 成果目標	25
第4章 安全安心街づくりを推進するための施策	26
1 施策の体系	26
2 施策の内容・主な取り組み	27
第5章 計画の推進	41
1 市民・事業者・関係機関等との推進体制	41
2 本市の推進体制	41
3 計画の推進イメージ	42
4 計画の進行管理	43
参考資料	44
1 安全安心街づくりに関する市民意向調査	44
2 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み	60
3 迷惑行為の発生状況	63
4 計画の策定経過	65
5 仙台市安全安心街づくり条例	66
6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則	68
7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿	70

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

本市では、犯罪のない、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成18年4月に「仙台市安全安心街づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。これに基づき、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成19年3月に「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成19年度～平成22年度）」を策定し、以後平成23年9月に同第2期計画（平成23年度～平成27年度）、平成28年3月に同第3期計画（平成28年度～令和2年度）を策定しました。

第3期計画では、「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」の基本理念のもと、「防犯力を高める人づくり」「地域で支え合う防犯力の高い街づくり」「犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、14の基本的施策を実施し、市民の安全で安心な街づくりを推進してまいりました。これらの取り組みにより、市内の刑法犯認知件数の減少傾向が続くとともに、「歩行喫煙の防止」及び「自転車の安全利用」並びに「客引き行為等の禁止」に関する各条例の制定に加え、空家等対策計画の制定などの各迷惑行為への対策も進められました。

その一方で、子どもを対象とした声かけ事案等をはじめとした重大な犯罪の前兆となる事案が発生し、主に高齢者を狙った特殊詐欺等は、その手口がさらに複雑化・巧妙化するなど、市民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が現在も多数発生しており、市民生活において市民の安心感を一層高める取り組みをより強化・推進する必要があります。

この第4期「仙台市安全安心街づくり基本計画（令和3年度～令和7年度）」は、第3期までの計画に基づき、これまでに進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、急速に普及が進むインターネット等をきっかけとした犯罪への対策など、今日の社会環境の変化により求められる新たな課題等に関して適切な対応を行い、安全で安心な街づくりのより一層の推進を図るため、本計画を策定するものです。

仙台市安全安心街づくり条例（平成18年4月施行）

- ・ 「安全安心街づくり」とは
- ・ ① 犯罪の防止に関する自主的な活動
- ・ ② 犯罪の防止に配慮した環境の整備
- ・ ③ その他の犯罪の発生する機会を減らすための取り組み

仙台市安全安心街づくり基本計画（第1期）

平成19年3月策定 計画期間：平成19年度～平成22年度（4年）

仙台市安全安心街づくり基本計画（第2期）

平成23年9月策定 計画期間：平成23年度～平成27年度（5年）

仙台市安全安心街づくり基本計画（第3期）

平成28年3月策定 計画期間：平成28年度～令和2年度（5年）

仙台市安全安心街づくり基本計画（第4期）（案）

令和3年3月策定予定 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年）

2 計画の目的

仙台市安全安心街づくり条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一緒に地域の防犯力を高め、「犯罪の機会を与えない」、「犯罪をつくりださない」環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

3 安全安心街づくりの範囲

「安全安心」に関しては、現在「地震・風水害などの自然災害等の防災に関する安全安心」や「食に関する安全安心」など、市民生活の様々な分野において取り組みが行われています。

本計画における「安全安心街づくり」とは、上記条例において「犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組」と規定しています。

各施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、自転車盗、特殊詐欺、子どもを狙った犯罪等）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とします。

【本計画の対象とする取り組みの範囲】



※ 「犯罪の抑止」には、啓発活動、防犯活動、環境の整備等が含まれます。

4 計画の位置づけ

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では、安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画は市民の安全安心に関連する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市基本計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。

5 計画とSDGsとの関連

SDGsとは、平成27（2015）年の国連サミットにおいてすべての加盟国により採択された令和12（2030）年までの持続的な開発目標であり、17のゴール、169のターゲットを定めています。本計画では、仙台市安全安心街づくり条例の基本理念、本計画に定める施策を推進することにより、SDGsに掲げられた関連するゴール達成への寄与を図ります。



6 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、この計画期間中であっても、各施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策を展開できるよう努めます。

第2章 本市における安全安心の現状と課題

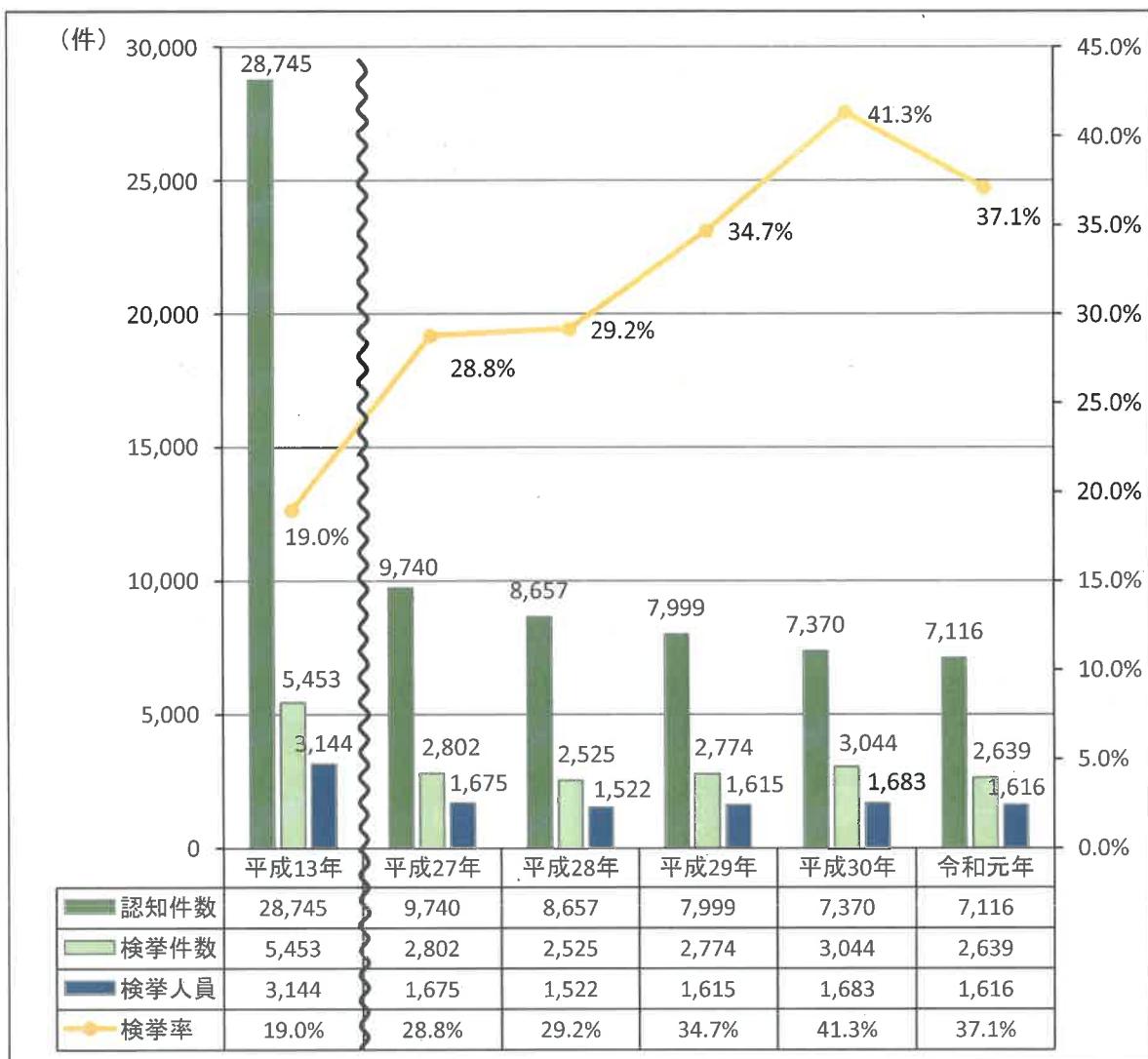
1 市内の犯罪の状況

(1) 仙台市内の刑法犯認知件数の推移

市内の刑法犯認知件数(※1)は、前計画策定時点の平成27年の9,740件から、令和元年は7,116件に減少しました。これは、平成13年のピーク時(28,745件)の24.7%(約4分の1)まで減少している状況です。

犯罪の罪種別で見ますと、全体の約72%を窃盗犯が占めており、市民生活における身近なところでの犯罪が多く発生しています。

〈仙台市内の刑法犯認知件数、検挙件数等の推移〉



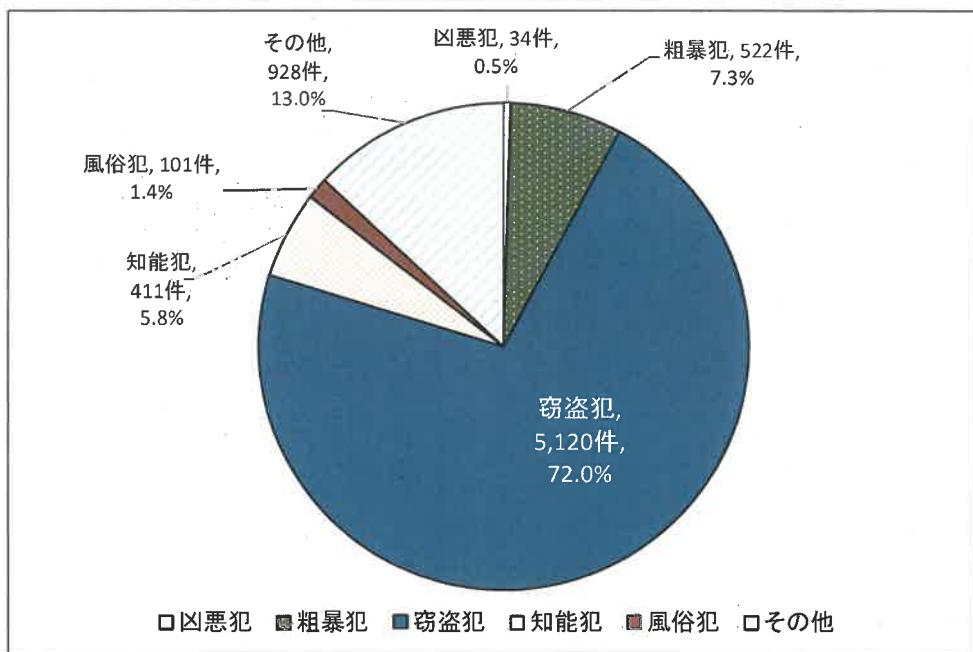
(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の罪種別刑法犯認知件数の推移〉

罪種※2	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
凶悪犯	50	57	44	37	44	38	33	29	34
粗暴犯	508	600	539	497	464	416	364	466	522
窃盗犯	8,298	7,720	7,524	7,270	7,015	6,416	5,817	5,275	5,120
知能犯	336	468	415	464	551	467	489	481	411
風俗犯	119	134	108	146	143	82	97	84	101
その他	1,711	1,729	1,590	1,526	1,523	1,238	1,199	1,035	928
合計	11,022	10,708	10,220	9,940	9,740	8,657	7,999	7,370	7,116

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の罪種別刑法犯認知件数（令和元年）〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

※1 殺人・強盗・放火・強制性交等・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法に規定する犯罪（道路上での交通事故に起因する罪を除く）の発生を警察で認知した件数（被害届出受理件数）です。

※2 罪種の説明

- ・凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交など
- ・粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合など
- ・窃盗犯：空き巣、万引き、車上狙い、乗物盜（自動車・自転車・オートバイ盜）など
- ・知能犯：詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、有価証券偽造、汚職、背任など
- ・風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布など
- ・その他：占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊、建造物損壊、公務執行妨害、犯人隠匿、証拠隠滅など

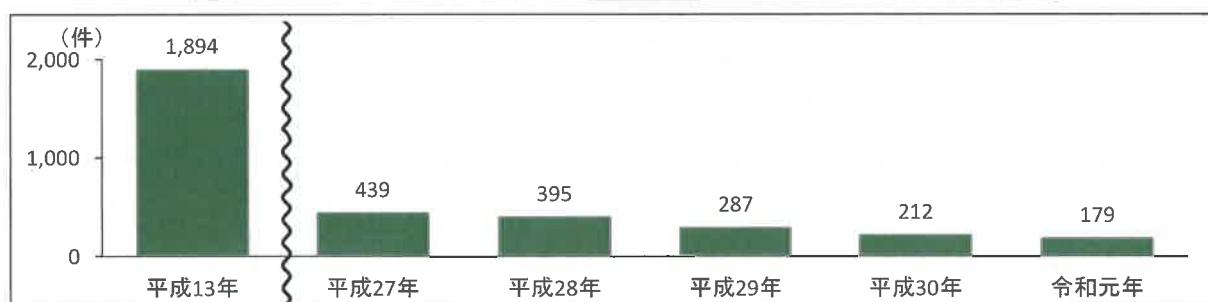
(2) 子ども、女性、高齢者の犯罪被害状況

子ども、女性が被害者となる犯罪認知件数は減少傾向にありますが、高齢者が被害者となる同件数は、近年増加傾向にあります。

全体に対して高い割合を示す窃盗犯を除くと、女性では知能犯・粗暴犯に続き、強制わいせつなどの性的犯罪を含む風俗犯の被害割合が高くなっています。

高齢者では、詐欺などの知能犯の割合が他に比べて高く、特殊詐欺被害の認知件数は減少傾向ですが、被害金額は1億5千万円を超え、多大な被害が生じています。また、「子どもを対象とした声かけ・つきまとい等や、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」に該当すると思われる事案が依然として発生しております。

〈仙台市内の子どもが被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



※「子ども」は15歳以下

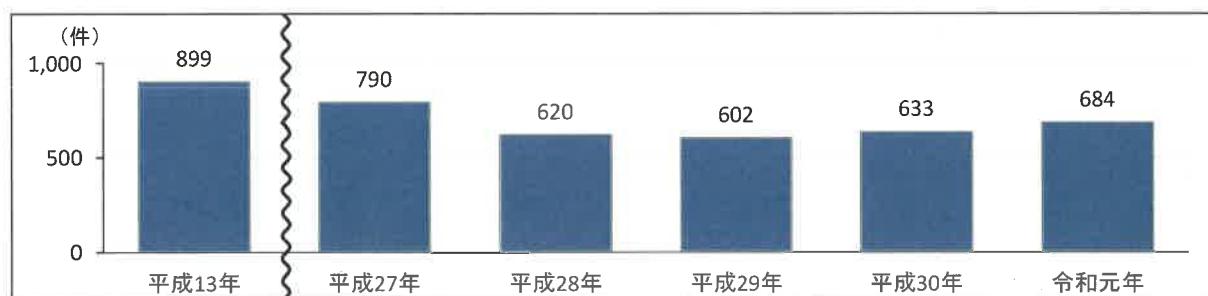
(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の女性が被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の高齢者が被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



※「高齢者」は65歳以上

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈令和元年 子ども・女性・高齢者が被害者となる割合(罪種別)〉

[件数、(割合)]

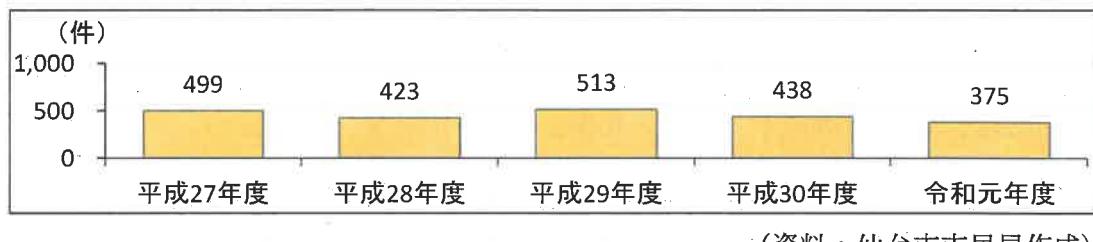
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
子ども	3(1.7)	28(15.6)	124(69.3)	2(1.1)	10(5.6)	12(6.7)	179
女性	15(0.8)	219(11.8)	1,192(64.0)	142(7.6)	56(3.0)	239(12.8)	1,863
高齢者	3(0.4)	48(7.0)	439(64.2)	90(13.2)	0(0.0)	104(15.2)	684
市全体	34(0.5)	522(7.3)	5,120(72.0)	411(5.8)	101(1.4)	928(13.0)	7,116

※「高齢者」は65歳以上、「子ども」は15歳以下

※「市全体」には、被害者がいない場合及び被害者が法人・団体である場合の件数を含む

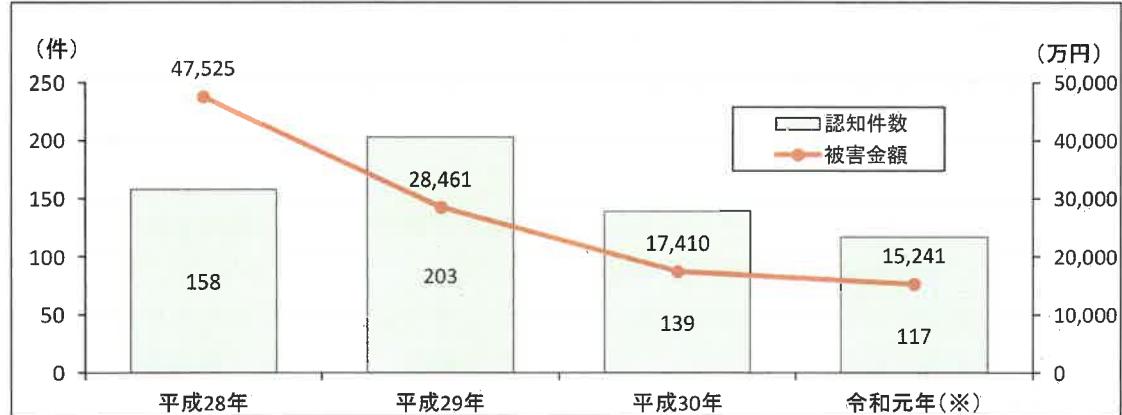
(資料:宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における「女性への暴力相談電話」件数の推移〉



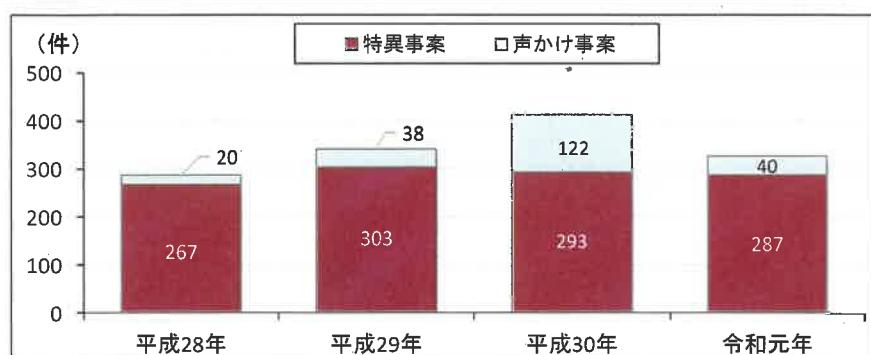
(資料:仙台市市民局作成)

〈仙台市内の特殊詐欺(※R1は「特殊詐欺と同視し得る窃盗」を含む)被害状況〉



(資料:宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の子どもを対象とした声かけ事案等の発生状況〉



(資料:宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

※「子ども」は13歳未満

※声かけ事案・・声かけ、つきまとい

※特異事案・・公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」違反等

2 迷惑行為の状況

令和2年4～6月に実施した「安全安心街づくりに関する市民意向調査」において、市民が迷惑行為として挙げた代表的なものは、以下のとおりです。迷惑行為は、そのすべてが犯罪行為に該当するわけではありませんが、それにより周囲の人が不快な思いをするだけでなく、迷惑行為を放置してしまうことで、社会全体の規範意識を低下させ、重大な犯罪の発生を誘引する可能性もあります。

(1) ごみのポイ捨て

ごみのポイ捨ては、地域の美観を損ねるだけでなく、私たちの生活環境にも影響を及ぼす可能性があります。

本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定し、市内7か所に「ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区」を指定するなど、市民の生活環境の向上に努めています。

市民や事業者が主体的に参加できる「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃キャンペーン（アレマキャンペーン）」には、毎年1,000人を超える市民が参加しており、また、一定の区域を定めて清掃活動等を継続的に行う「仙台まち美化サポート・プログラム」に登録する団体数は、毎年増加しています。

(2) 自転車の危険・迷惑走行

自転車は、手軽な乗り物として日常生活から余暇活動まで、様々な場面で利用されており、近年では、健康志向の高まりや環境に優しい交通手段であることから、その利用が見直されています。一方で、ルール無視やマナー欠如による自転車の危険・迷惑走行がみられる状況があり、道路を利用する誰もが安全・安心に過ごせる自転車の利用環境の構築が課題となっています。市では、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を平成31年に施行し、義務化された自転車損害賠償保険等への加入促進などの、自転車の安全利用に関する取り組みを進めています。

市内の自転車事故発生件数は年々減少傾向で推移していますが、市民意向調査では、1年間で迷惑と感じた行為として、「自転車の走行マナーの悪さ」を挙げる方が約4割となっており、自転車の安全利用の促進に向けた更なる取り組みが求められています。

(3) 歩きたばこ

歩きながら、又は自転車やバイクに乗った状態で、火のついたたばこを大人が持って歩くことは、たばこの高さが子どもの目線の位置に当たるとともに、周りの人の衣服等を焦がす恐れがあるなど、大変危険な行為です。

市では、平成28年4月に「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行され、青葉通、中央通、定禅寺通等の市中心部9か所6,400mを「歩行喫煙防止重

点区域（歩行喫煙禁止区域）」として設定しました。

同区域内での歩きたばこを行う者の数は着実に減少しているものの、依然として解消には至っていないことから、横断幕の掲出や屋外放送、定期的なキャンペーンの実施等により、付近を通行する市民に対し、歩行喫煙禁止の呼びかけを行っています。

(4) 歩きスマホ

歩きながら携帯電話（スマートフォン）を操作する、いわゆる「歩きスマホ」は、画面に夢中になることで周囲への注意力が散漫となり、転倒や転落などによるけが、他の歩行者や自転車等との接触事故や犯罪被害に遭うおそれもあり、大変危険な行為です。市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」でも、歩きスマホをはじめとする「携帯電話のマナー」を挙げる方が多く、使用者のマナーの遵守が求められています。

市では、携帯電話（スマートフォン）を使用する際は、マナーを守り、自分や周りの安全を確認した上で使用するよう、市民に対し呼びかけを行います。

(5) 放置自転車

商店街や歩道等の路上において、自転車やバイクが無秩序に駐輪されることにより、市民の通行が阻害される等の問題が生じています。

市では、「仙台市自転車等放置防止条例」を定め、自転車等放置禁止区域・規制区域を指定し、道路上などに放置されている自転車等を迅速に撤去することにより、無秩序放置の抑制を図っています。また、公共駐輪場の整備を進め、新たな駐輪スペースの確保に努めてきました。

これらの取り組みの成果により、放置自転車等撤去数は年々減少傾向にあります。

(6) 違法駐車

違法駐車は、道路の円滑な通行を妨げ、交通渋滞の発生や交通事故の危険性を高めるだけでなく、緊急車両の活動の支障になるなど、市民の安全で快適な生活環境の確保の障害になっています。

警察による取り締まりのほか、市では「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」を定め、市中心部に「違法駐車等防止重点地域」を指定し、交通安全指導員が違法駐車等防止の助言・啓発活動を行っています。その取り組みにより、駐車違反検挙件数は減少傾向にあります。

(7) 繁華街・歓楽街の客引き

多くの市民が行き交う路上において行われる多数の客引き・客待ち等の行為は、市民が付近を通行する妨げとなるだけでなく、不快な声掛け等による問題も生じています。

市では、「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定し、「客引き行為等禁止区域」を指定、平成31年4月以降は当該禁止区域内における客引き行為等を禁止しています。併せて、禁止区域内における客引き行為等を取り締まるため、「客引き行為等対策指導員」による定期的な指導・取締りを行っており、上記条例の施行後、客引き行為等は減少傾向にあります。

(8) 落書き

落書きは、刑法における器物損壊罪等に該当し、被害者に大きな損害を与えるばかりではなく、街の景観を大きく損なう迷惑行為です。

市では「仙台市落書きの防止に関する条例」を制定し、市内における落書きを禁止するとともに、市民の取り組みを支援するため、落書きを消すための消去剤などの必要な道具の貸し出しを行っています。最近は市民の取り組み等により、ピーク時と比べ落書きの被害は大きく減少しており、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」でも、落書きを挙げる方は少なくなっています。

(9) 違反広告物等

違反広告物の一種である、いわゆる「ピンクちらし（専ら性的な好奇心をそそる写真、図画又は文言等を記載したちらし）」は、全国的にも仙台の悪いイメージを持つものとして、一時大きな問題になっていましたが、市民と行政が一体となった活動や「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」の制定による取り締まりが強化された結果、今日ではほとんど確認されていません。

また、道路を不法に占拠している商店街等の立て看板等の陳列物については、警察や商店街振興組合と連携し、撤去を指導しています。

市における違反広告物除却件数は、平成20年度をピークに大幅に減少しており、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」でも、違反広告物を挙げる声は少なくなっています。

(10) 管理が不十分な空き家等

空き家や空き地に関して、所有者等が適切な管理を行わずに放置することは、野生動物の棲家や害虫発生などの衛生上の問題だけでなく、不審者の隠れ場所として犯罪発生の温床になるなど、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼします。

市では、「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」や「仙台市空家等の適切な管理に関する条例」の制定のほか、平成29年3月に「仙台市空家等対策計画」を策定し、空き家や空き地の所有者等に対し、適切な管理を促す啓発を行うとともに、管理不全な空き家等の所有者に対しては、助言や指導等を実施しています。

管理不全な空き家等は全国的に年々増加傾向にありますが、状況の改善につながるケースも多くなってきていることから、今後もこれらの取り組みを更に推進し、空き家等の適切な管理を呼びかけてまいります。

3 安全安心に対する市民の意識

本計画の策定にあたり、市民の安全安心に関する意向を把握するため、令和2年4月から6月に市民2,000人を対象とした「安全安心街づくりに関する市民意向調査」を実施しました。(有効回収率：51.4%) 同様の調査は前回計画策定時（平成27年6月）にも実施しており、可能なものについては前回調査との比較を行いました。

(1) 犯罪が発生する可能性について

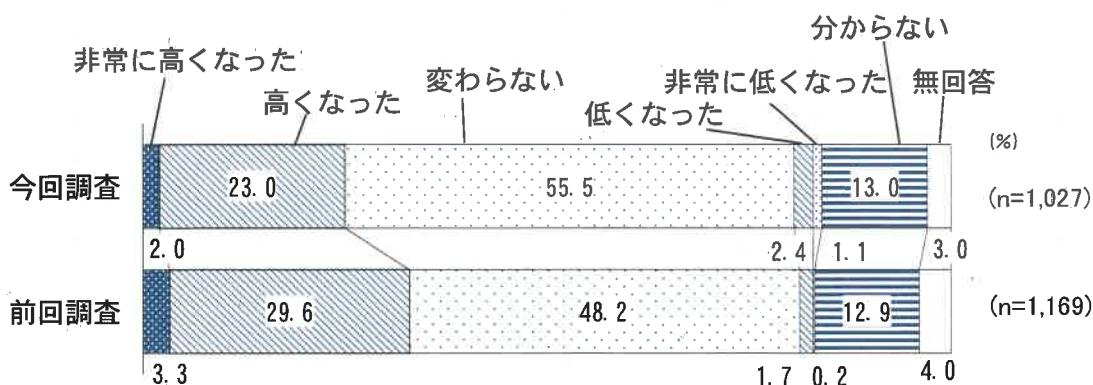
日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、《高くなった》（「非常に高くなった」+「高くなった」）と感じている方の割合は、平成27年6月調査より7.9ポイント減少しました。

高くなったと答えた方にその理由を聞いたところ、「犯罪が多様化、巧妙化してきたから（インターネット犯罪、振り込め詐欺等）」(72.0%)、「不審者が多くなつたような気がするから」(38.1%)が上位を占めています。

また、日常生活の身近なところで発生する可能性の高い犯罪として、「悪徳商法や詐欺など」(38.5%)「高齢者が被害者となる犯罪」(37.2%)が上位を占めています。

問7. あなたは、ご自身やあなたの家族が犯罪に巻き込まれたり、日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、どのようにお感じですか。日常の行動範囲内（自宅周辺及び市内の通勤・通学、買物等で行く地域）であてはまるものをお答えください。（○は1つ）

<犯罪が発生する可能性について／前回比較>



(2) 地域の防犯対策について

地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものを聞いたところ、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(51.0%)、「空家、廃屋、空き地」(27.4%)、「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」(22.7%)が上位を占めています。

地域の防犯力を高めるために必要な取り組みを聞いたところ、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」(57.2%)、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(54.5%)、「夜間のパトロール」(35.2%)が上位を占めています。

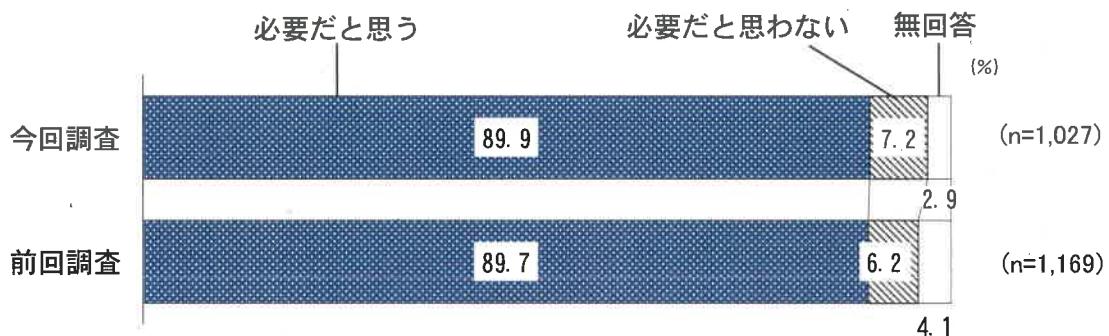
また、防犯活動の必要性については、89.9%の方が「必要だと思う」と回答しており、防犯活動への参加意向については、45.1%の方が「機会があれば参加したい」と回答しています。防犯活動に参加したいと思える頻度については、「半年に1回程度であれば」が44.7%で最も多く、次に「1年に1回程度であれば」(30.9%)が続き、2つの合計が7割を超えており、少ない回数での参加希望が多いことがうかがえます。

防犯活動に参加している人に、成果があったと感じていることについて聞いたところ、「地域住民に知り合いが増えた」(55.8%)、「地域の連帯感が強くなった」(44.2%)、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(36.5%)が上位を占めています。

一方、防犯活動に参加して感じた課題を聞いたところ、「参加者数の高齢化が進んでいる」(75.0%)、「参加者数の維持が困難又は不足している」(38.5%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」(19.2%)が上位を占めています。

問14 あなたは、地域の防犯活動は必要だと思いますか。(○は1つ)

<防犯活動の必要性／前回比較>

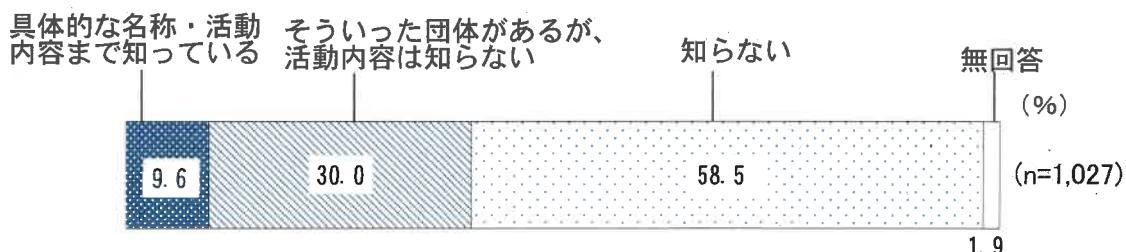


(3) 防犯協会の認知度

防犯協会の認知度については、「具体的な名称・活動内容まで知っている」が9.6%となっており、「知らない」(58.5%)、「そういった団体があるが、活動内容は知らない」(30.0%)と、半数以上が「防犯協会を認知していない」状況となっています。

問13 あなたのお住まいの地域の「防犯協会」という組織を知っていますか。(○は1つ)

<防犯協会の認知度>

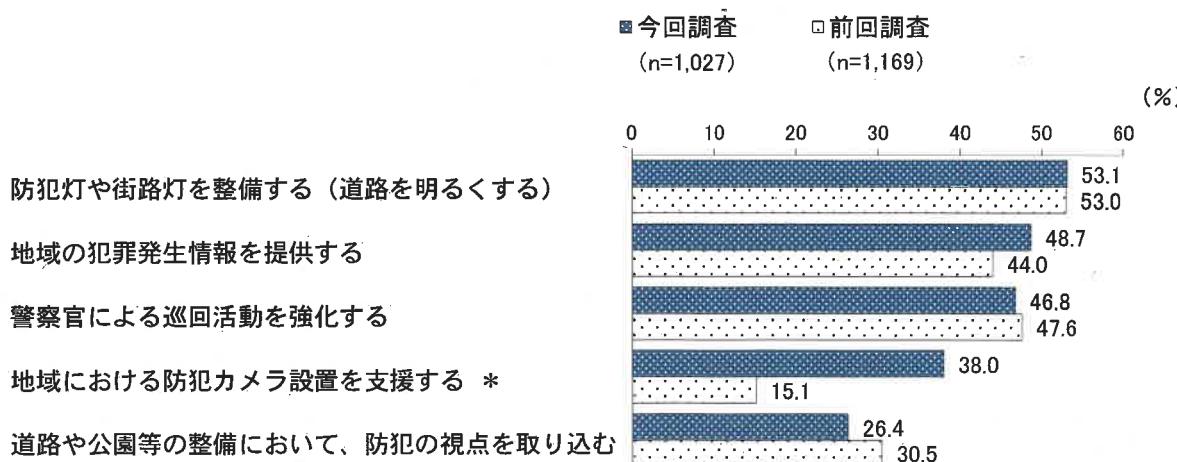


(4) 行政や警察に望む防犯対策について

安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組みを聞いたところ、「防犯灯や街路灯を整備する（道路を明るくする）」(53.1%)、「地域の犯罪発生状況を提供する」(48.7%)、「警察官による巡回活動を強化する」(46.8%)が上位を占めています。

問16 あなたは、犯罪のない安全で安心な街づくりのために、行政や警察のどのような取り組みが重要であると思いますか。(○は3つまで)

<安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み／前回比較>



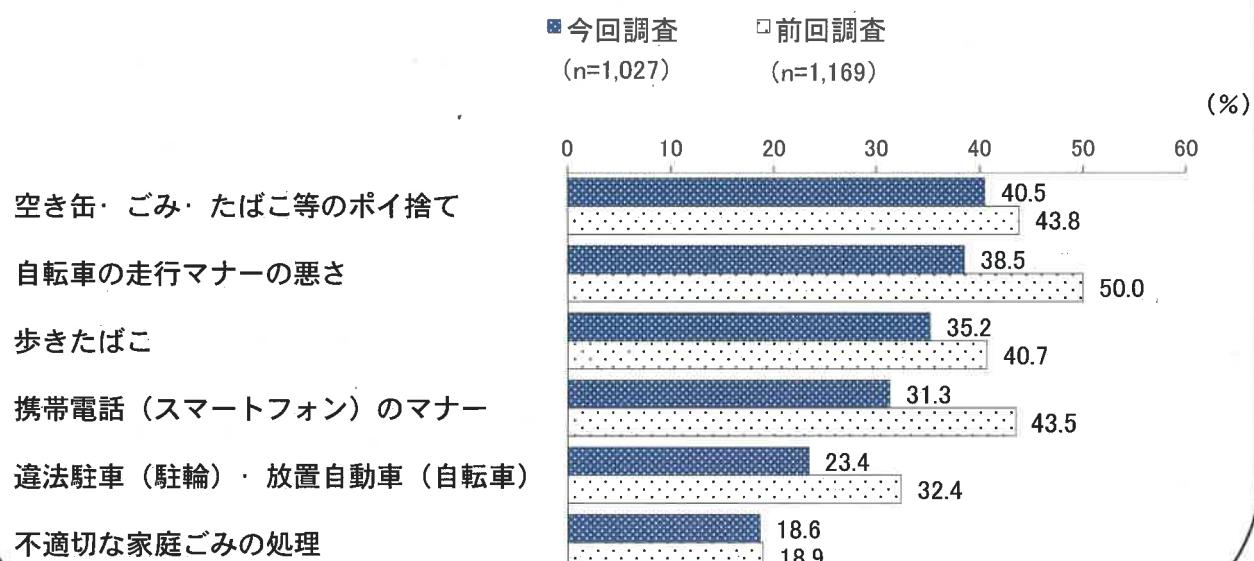
* 前回調査では「繁華街や商店街などに防犯カメラを整備する」と記載

(5) 迷惑行為について

この1年間で迷惑と感じた行為を聞いたところ、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(40.5%)、「自転車の走行マナーの悪さ」(38.5%)、「歩きたばこ」(35.2%)が上位を占めています。

問17 あなたが、この1年間で迷惑と感じた行為として、どのようなものがありましたか。
(○はいくつでも)

<1年間で迷惑と感じた行為／前回比較>



4 防犯に関する市の取り組みの現状

〔基本目標1〕 防犯力を高める人づくり

刑法犯認知件数の大半を占める空き巣などの窃盗や、高齢者を狙った特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪を抑止する対処法など、正しい知識を習得し、主体的に防犯対策を講じていくことを目指します。特に、犯罪から身を守る力が弱い子どもや高齢者等に対しては、家庭のみならず、学校や関係団体など、地域全体でその防犯力を高め、育成していくことを促進します。

また、犯罪やそれを誘引する迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めていくために、正しいルールやマナーの習得とともに、思いやりの心や規範意識の向上を図っていきます。

● 〔基本目標1〕 平成28年度から令和元年度までの取り組みの総括

広く市民を対象とするものだけでなく、子どもや高齢者などの年齢層等に応じた防犯力の向上について、市役所の各般の事業を通じて取り組みました。事業を実施する上では警察、仙台市防犯協会連合会等とも連携し、様々な媒体を通じての啓発のほか、地域コミュニティの住人や生徒などに対して、学校や集会所、イベントなどで防犯力の向上に資する講座、研修を行いました。

特に特殊詐欺の被害防止と子どもとその家族の防犯力強化・育成を重点的に取り組み、特殊詐欺対策としては、市ホームページ等で最近の手口の情報発信や仙台市防犯協会連合会と連携しての町内会、老人クラブ、障害者福祉サービス事業所、地域包括支援センター等における防犯講座を実施しました。

子どもとその家族の防犯力強化・育成については、主に学校を中心に教職員、生徒、保護者に対する啓発活動や研修等に取り組みました。

〔基本目標2〕 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

市民が自分の暮らしを営む地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感は、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。近年、ライフスタイルや価値観の多様化、核家族化、情報化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化が危惧されていますが、自主防犯組織のみならず、町内会、学校、PTA、事業者やNPOなど、関係機関や団体が連携・交流し、地域縦ぐるみでその特性に応じた質の高い防犯活動を進めていくことを推進していきます。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるよう、関係機関から必要な支援が受けられるような取り組みを行います。

● [基本目標 2] 平成 28 年度から令和元年度までの取り組み総括

地域において、防犯協会や学校ボランティア防犯指導員などによって、自主的な防犯活動が実施され、市もその支援や研修会を開催し、事業従事者の資質向上に努めました。特に子どもの見守り活動においては、学校防犯巡回員「仙台・まもらいだー」による巡回をはじめとする地域ぐるみの取り組みにより、子どもの安全確保を図ったところです。

「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」については、「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」が「客引き対策部会」、「仙台市中心部商店街活性化協議会」が「安全・安心特別部会」をそれぞれ設けており、警察、地域事業者、市が連携して取り組みを進めています。

犯罪被害者については、市として県とともに、みやぎ被害者支援センターへの支援を通じて、被害者の相談・直接支援等を実施しました。

〔基本目標 3〕 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

犯罪被害を未然に防ぐためには、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を躊躇(ちゅうちょ)させ、起こさせない取り組みが必要です。見通しの確保や暗がりの解消、防犯機能の高い建物部材や防犯カメラの活用など、市民に身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等により美しい街を維持していくことにより、犯罪を起こしにくい環境づくりを進めます。

また、迷惑行為を放置することは、そこから軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へとつながる危険性があります。このため、自転車の危険・迷惑走行やごみのポイ捨て、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を誘引する機会の減少に努めます。

● [基本目標 3] 平成 28 年度から令和元年度までの取り組み総括●

犯罪発生につながる迷惑行為の抑止対策として、違反広告物や落書き、ごみのポイ捨て、歩きたばこ・スマホ、放置自転車・違法駐車などの各般の分野についても引き続い取り組みを進めるとともに、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を平成 31 年に施行し、自転車を安全利用することができる環境づくりの取り組みを推進しました。

また、管理不全な空き家については、各区役所と連携して空き家の所有者等に対する助言・指導を実施したほか、危険な物件については行政代執行を実施しました。その他にも、総合相談会の実施や空き家の調査、関係機関による会議等の実施により、管理不全な空き家の発生抑制等に取り組みました。

子どもに対する安全に配慮した環境整備については、学校や児童館の防犯警報設備の維持管理や防犯カメラ設置、通学路の安全確認などを進めました。

身近な生活環境である道路、公園、建物等において、照明の設置や LED 化、樹木の剪定や防犯カメラの設置支援等を行いました。

5 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状

市民による防犯活動は、防犯協会のように組織的に活動するものから、散歩や買物等の時間帯を利用した気軽にできる個人での活動まで、様々な形態があります。

(1) 防犯協会

地域における防犯パトロール、防犯思想の普及啓発、非行防止や青少年健全育成の支援、特殊詐欺防止の啓発活動等を実施しています。

令和2年5月現在、市内には、72の単位防犯協会があり、組織内に防犯指導隊、女性部等を有し、1,953名の隊員が活動しており、地域におけるパトロールや見守り活動などの防犯活動を行っています。

(2) 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

本市では、平成16年度から、地域において自主的な防犯活動を行う団体に対し、活動に要する経費の補助を行っています。

令和元年度末現在、16年間で延べ297件の補助制度の利用があり、児童の登下校時の防犯パトロール、危険箇所の点検、防犯マップの作成、環境浄化活動等に取り組んでいます。

(3) 歩くボランティア（アイ・アイキンジョパトロール）

本市では、平成16年度からウォーキングや犬の散歩等、自分の都合の良い時間帯に防犯意識を持って地域を巡回・見守りを行う、「歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」への登録を市民に呼びかけています。

令和元年度末で1,377名の方が登録し、犯罪・非行等を目撃した際には警察署や交番へ通報し、防犯上好ましくない場所（暗い道や公園等）を発見した場合には、市へ報告するなどの活動を行っています。

(4) 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

市教育委員会では、平成17年度から各学校において、PTAや町内会等に学校ボランティア防犯巡視員登録の呼びかけを行っており、全市立小中学校において組織されています。

令和元年度末で5,721名のボランティアの方々が登下校時を中心に地域の巡視活動を行っています。

また、本市の公用車や給食配送車、郵便局や民間企業の車両を「学校防犯車両」として登録し、運行中に児童生徒の緊急事態に遭遇した場合に、児童生徒の保護や学校、警察等への連絡を行っています。

(5) 警察による防犯ボランティア団体支援

宮城県警察では、地域・職域等の単位で防犯活動を行う防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報や防犯知識を積極的に提供するなどの支援を行っています。

6 今後の安全安心街づくりの課題

市内では、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、市民の身近で犯罪や犯罪の予兆となる事案が依然発生しており、市民の生命や財産を脅かす状況は続いています。

また、市民意向調査等から、社会情勢の変化による地域コミュニティの希薄化や少子高齢化等による防犯の担い手不足に伴う防犯活動低下の懸念、多様化する犯罪に対する不安が高まっていることや、防犯に必要な情報の提供、関係機関への更なる防犯対策の強化などが、市民の意識として浮かび上がってきました。

これらの現状や様々な意見を踏まえ、次期計画における特に重点とすべき課題として、次の3つを挙げることとします。

重点課題1 特殊詐欺等に対する取り組み

市内における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、本計画をはじめとした啓発・被害防止キャンペーンの取り組み及び警察の取り締まり等により、被害件数・被害金額とも減少傾向を示す一方で、その手口は年々複雑化・巧妙化しており、令和元年は認知件数が117件、被害金額は約1億5,241万円に上っており、依然として大きな被害が生じています。令和元年の本市における特殊詐欺（これと同視し得る窃盗を含む）発生件数は、県内の約半数を占めており、今後の計画においても引き続き対策を講じる必要があります。

重点課題2 子ども、女性、高齢者等の防犯対策

市内における刑法犯認知件数は減少傾向を示していますが、子ども、女性、高齢者等が被害者となる犯罪は、市内でも未だに多く発生しています。

子どもを対象とした声かけ・つきまとい等の事案は、重大な犯罪の前兆となる恐れがあるほか、女性に対しては強制わいせつ等の風俗犯、高齢者に対しては詐欺等の知能犯の被害が、その代表的なものとして多く確認されており、各世代や特徴に応じた防犯対策を周知し、市民一人ひとりが実践していくことが重要です。

重点課題3 人的連携や環境づくりによる地域防犯活動の推進

昨今、国民一人一人のライフスタイルや価値観の多様化、核家族化、高度情報化の進展などにより、地域コミュニティにおける住民同士のつながりが希薄化し、防犯を含む地域活動の参加者は減少傾向にあり、地域団体や関係機関相互の連携・協力体制の構築による持続的活動の維持が大きな課題となっています。

今後将来にわたって地域防犯活動を維持していくためには、自主防犯組織をはじめ、町内会、学校、警察、行政等の関係機関同士の緊密な連携と、公共スペースの適切な管理及び防犯設備の設置・活用等を行うことにより、犯罪を生み出さない環境づくりを進める必要があります。

第3章 基本理念と計画目標

1 基本理念

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて策定されるものであり、これまでの第1期～第3期（平成19年度～令和2年度）と同様に、条例に定める基本理念を本計画における基本理念とします。

基本理念

**市民が安全で安心して暮らせる街
仙台の実現**

2 基本目標

(1) 重点課題の解決に向けた方針

第2章の6で分析した重点課題を踏まえ、市が安全安心街づくりを実現していく上で、今後5年間の計画期間内に想定される実情等を考慮し、計画推進に際しての主な課題の解決に向けた方針を定め、必要な施策を展開します。

- ・重点課題1 「特殊詐欺等に対する取り組み」
- ・重点課題2 「子ども、女性、高齢者等の防犯対策」

スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及により身近となり、日常生活に欠かせないものになりつつあるインターネットについて、これを介した様々なトラブルや迷惑行為が増加傾向にあります。手口が複雑化・巧妙化する特殊詐欺の手法として悪用されるケースも相次いでいます。このような特殊詐欺の被害を防止するためには、市民に対する幅広い防犯意識の啓発、注意喚起を行うことが重要です。

これと同様に、子ども、女性、高齢者等を含む市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じた有効な防犯の知識や対策を身につけ、犯罪被害に遭わないようになるためには、インターネットを含む多様な広報手段を活用し、必要な情報周知の強化を図る必要があります。

方針のポイント①：一人ひとりの防犯意識（必要な情報の周知）

【計画の方針①】

最新の犯罪情勢や防犯対策に関する情報について、多様な手段を活用した啓発を行うとともに、市民一人ひとりの特性に合わせた防犯意識の向上を図ります。

・重点課題3 「人的連携と環境づくりによる地域防犯活動の推進」

上記重点課題3については、次の2つの要素が含まれています。

- ①住民や防犯団体といった人同士の連携により解決すべき課題
- ②公共スペース等における防犯に有効な環境整備により解決すべき課題

要素ごとに課題の内容を整理し、計画の方針を示します。

①住民・防犯団体・関係機関等、人同士の連携による地域防犯活動の推進

地域防犯活動の主体である防犯関係団体については、少子高齢化等による担い手不足が大きな課題となっており、今後における持続的な活動の低下が懸念されています。また、市民意向調査では、地域の防犯協会に対する一般市民の認知度は低く、その存在を知らない市民が多いことは、同協会の防犯活動を継続するうえで、重大な懸念材料です。このため、防犯団体の活動内容と成果について多くの地域住民への周知を図り、防犯活動に関心を持っていただくとともに、防犯活動に参加意思のある市民をより多く確保することが、地域防犯活動の維持において重要と考えます。

併せて、各防犯団体単独では活動規模や諸問題の解決に限界があることから、各防犯団体間や行政・警察等をはじめとした各関係機関との情報交換・交流の機会の創出により、「各区安全安心街づくり活動推進モデル地区」の取り組み等の好事例を共有するなど、持続的な活動の維持を図ることが必要です。

方針のポイント②：地域住民の防犯活動参加（防犯活動の周知）

防犯団体の持続的な活動

【計画の方針②】

- 防犯団体の活動を幅広く周知し、防犯活動に関する市民の関心を高め、防犯の担い手育成を進めます。
- 各防犯団体間と関係機関等との連携強化や、取り組みの好事例等の情報共有を図り、関係者の士気向上と地域防犯活動の強化を推進します。

②公共スペース整備等の防犯に有効な環境づくりによる地域防犯活動の推進

平成28年1月1日に「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」が施行され、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の規制、取り締まりが行われておりますが、本条例違反に該当すると思われる「子どもを対象とした声かけ事案等」が依然として多く発生していることから、子どもの安全を確保するため、学校からの登下校時の見守り活動等を引き続き推進します。

また、道路や公園等の暗がり・管理不全な空家等の解消や、安全確保のための防犯設備の設置など、不審者や犯罪企図者が活動しにくく、犯罪リスクが低い地域環境を整備することが必要です。

併せて、ごみのポイ捨てや自転車の危険・迷惑走行をはじめ、歩きたばこ、繁華街の客引き等、市民に対する迷惑行為を防止するため、これまで同様に持続的な取り組みが求められています。

方針のポイント③：犯罪リスクが低い地域環境

【計画の方針③】

- 子どもの安全確保のため、地域における登下校時の見守り活動等を推進します。
- 防犯関連設備の設置支援、公共スペース等の適切な維持管理を持続的に実施します。
- 市民に対する迷惑行為やマナー違反を防止する取り組みを引き続き推進します。

(2) 基本目標と基本的施策

(1) で整理した様々な課題から導かれる計画の方針をもとに、本計画では次の3項目を基本目標として掲げ、安全安心街づくりの実現に向けた各種施策を推進していくこととします。

また、第1章の5で記載したSDGsに掲げられた本計画に関連する、下記のゴール達成への寄与を図ります。

【関連するゴール】



【基本目標1】

市民一人ひとりの防犯意識の向上

刑法犯認知件数の大半を占める空き巣などの窃盗や、主に高齢者を狙った特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪は更に複雑化・巧妙化する傾向にあります。犯罪から身を守るためにには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪に関する有効な対処法や最新の犯罪情勢などの正しい知識や情報を習得し、日頃から主体的に防犯対策を講じていくことが重要です。特に、犯罪のターゲットとなりやすい子ども、女性、高齢者等に対しては、個人や各家庭のみならず、学校、警察、防犯関係団体など地域全体で連携し、市民全体の防犯意識の醸成を支援していきます。

また、犯罪やその起因となる迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めるため、多様な媒体を活用して防犯知識や最新情報を入手しやすい仕組みづくりを進めるとともに、社会生活の正しいルール・マナーの習得と規範意識の向上を図ります。

基本的施策

重点
重点
重点

- 1 市民の防犯意識の醸成、防犯力を高める啓発と学習機会の提供
- 2 規範意識の向上、非行防止に向けた安全教育の充実と指導啓発
- 3 特殊詐欺の被害防止のための情報提供と注意喚起
- 4 子どもの防犯対策の強化
- 5 女性、高齢者等の防犯対策の強化
- 6 防犯力を高めるための多様な媒体を活用した情報の発信

【基本目標2】

地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進

市民が自分の暮らしを営む地域に様々な関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有しその解決に取り組むことなどで醸成される住民同士の連帯感は、地域コミュニティをより強固にし、犯罪が起こりにくい街をつくる礎になります。

近年、社会情勢の変化に伴う人と人とのつながりの希薄化や、少子高齢化等による担い手不足の深刻化により、各防犯団体の活動低下が懸念されていることから、防犯団体やその活動を市民に幅広く周知するとともに、防犯活動に対する市民の関心を高め、防犯活動への参画意欲向上の取り組みを推進します。

更に、自主防犯活動をはじめ、各防犯団体、町内会、学校、警察などの関係機関との連携・交流の機会を創出することで地域の防犯活動に従事する住民の士気を高め、地域一体での持続的な防犯活動を促進します。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、その権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すため、関係機関からの必要な支援が受けられるよう取り組みを行います。

基本的施策

- 1 地域コミュニティによる防犯活動の促進
- 2 自主防犯活動団体の活動の充実
- 3 地域と一体となった子どもの見守り活動の推進
- 4 地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進
- 5 犯罪被害者等の支援

重点

【基本目標3】

犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

様々な犯罪被害の未然防止には、市民個人や地域の防犯活動などの対策に加え、犯罪を起こすきっかけをつくらない街の環境を整備する、ソフト・ハード両面の対策を合わせることで相乗効果が生まれ、犯罪企図者に犯罪の実行を断念させることに対して非常に有効となります。

街中の公共スペースの適切な管理による見通しの確保や暗がりの解消、防犯カメラなどの防犯設備を設置・活用することにより、市民の身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等による街の美化を図るなど、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。

また、市民への様々な迷惑行為を放置することは、軽微な犯罪を生み、それが重大な犯罪へとつながる危険性を孕んでいます。ごみのポイ捨てや自転車の危険・迷惑走行、歩きたばこ、客引き行為等の各迷惑行為防止の取り組みを推進し、犯罪を誘引するきっかけの減少に努めます。

基本的施策

- 重点**
- 1 子どもの安全を確保するための環境整備
- 2 犯罪リスクを低減させる環境整備や活動支援
- 3 迷惑行為等防止への取り組み

3 成果目標

2の(2)で設定した基本目標に関連し、計画期間内に実施する取り組みの成果を評価するため、次の2つを本計画における「成果目標」として設定するものとします。

成果目標1

市内の刑法犯認知件数等の減少

(令和元年) 7,116件 → (令和7年) 4,600件

⇒そのうち、特殊詐欺の発生件数の減少

(令和元年) 117件 → (令和7年) 80件

⇒(関連) 子どもを対象とした特異事案(※)の発生件数の減少

(令和元年) 287件 → (令和7年) 180件

※公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」違反等に関して宮城県警察に通報のあった案件

成果目標2

防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加

(令和2年) 50.2% → (令和7年) 60%以上

○成果目標1について

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により特異な数値となっていることから成果目標の設定にあたっては、令和元年の数値を基準とする。

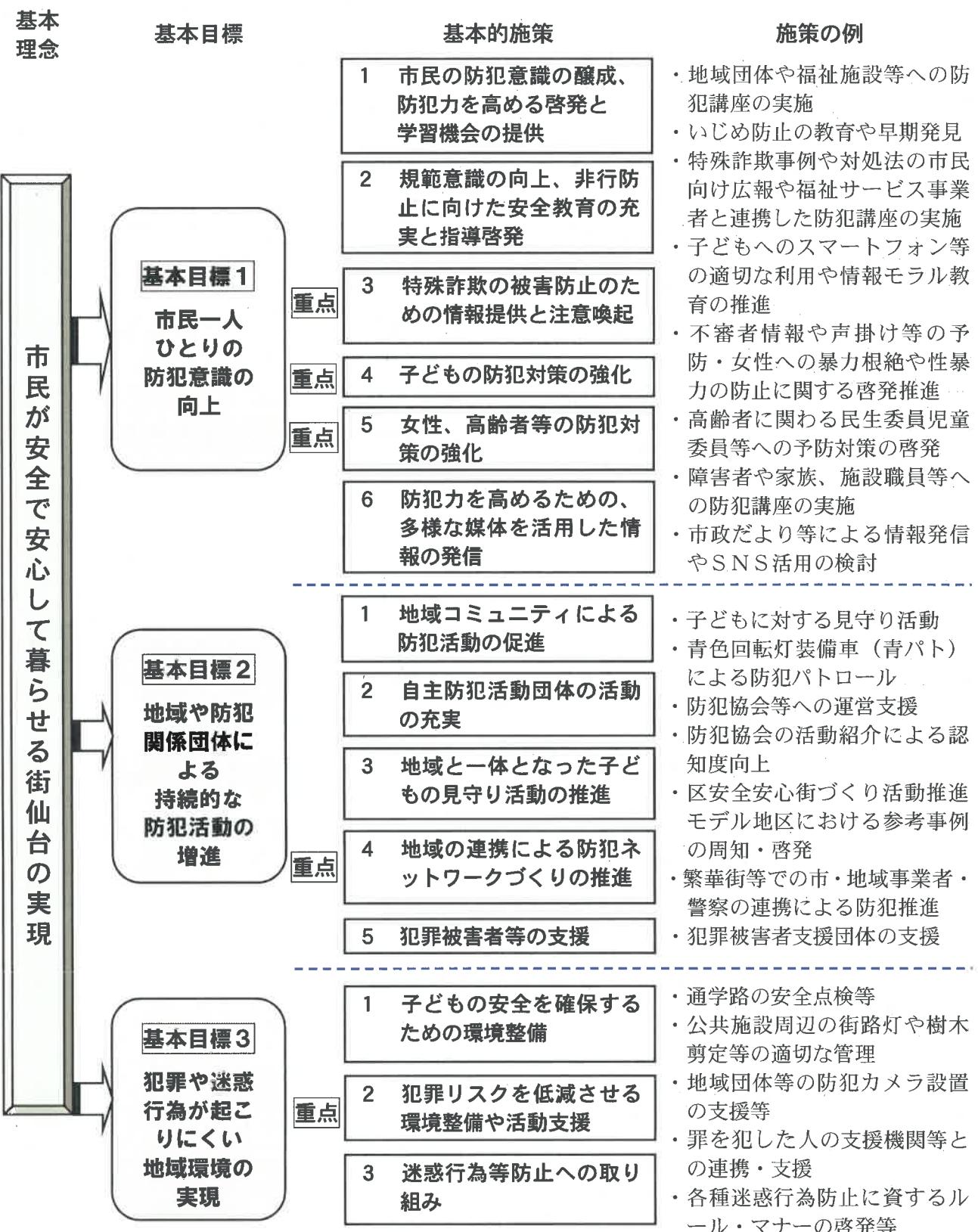
【参考】令和2年の市内発生件数等

[件数]

刑法犯認知件数	5,580
特殊詐欺の発生件数	114
子どもを対象とした特異事案の発生件数	259

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

1 施策の体系



2 施策の内容・主な取り組み

基本目標1 市民一人ひとりの防犯意識の向上

基本的施策1

市民の防犯意識の醸成、防犯力を高める啓発と学習機会の提供

【主な取り組み】

(1) 市民の防犯意識啓発《担当：市民局、各区》

- ① 地域安全運動期間や各種イベントにおいて、懸垂幕や防犯パネルの掲出や啓発グッズの配布等により、防犯意識の高揚を図ります。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 全国地域安全運動仙台市大会を開催するなど、防犯思想の普及啓発にかかるイベントやキャンペーンを実施します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ③ ホームページやメール配信サービス、市政だより、消費生活情報誌等の多様な媒体を活用して、効果的な広報・啓発、情報提供を適時行い、消費者被害の未然防止に取り組みます。【消費生活センター】
- ④ 発生件数が多く身近に起き得る犯罪や迷惑行為への注意喚起や予防方法の啓発により、防犯意識の向上に取り組みます。【各区区民生活課】

(2) 防犯学習機会の提供《担当：市民局、健康福祉局、教育局、各区》

- ① 気軽に楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるよう、警察や仙台市防犯協会連合会等の関係機関と連携し、専門知識を有する講師の派遣等により防犯講座を実施します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 高齢者・障害者施設や学生等を対象に出前講座などを通じて、防犯学習の機会を提供します。【地域包括ケア推進課、障害企画課、教育相談課、生涯学習支援センター、各区区民生活課】
- ③ 町内会、老人クラブ、PTA、社会学級等の地域団体やグループ、事業者等に対する防犯講座を実施するとともに、ライフステージに応じた消費者教育の充実に取り組みます。【消費生活センター】

基本的施策2

規範意識の向上、非行防止に向けた安全教育の充実と指導啓発

【主な取り組み】

(1) 規範意識の向上の取り組み《担当：市民局、健康福祉局、教育局》

- ① 子どものうちに社会生活の基本的なルールを身に付けさせることで、規範意識の向上を図るとともに、いじめ防止に向けた教育やいじめの早期発見・防止の啓発活動に取り組みます。【教育相談課】
- ② 各種イベントでの啓発活動や関係団体との連携による広報紙の発行などを通じて、市民の規範意識向上のための取り組みを推進します。【市民生活課、健康安全課】

(2) 青少年への指導・相談《担当：子供未来局、教育局》

- ① 学校教育において警察と連携し、生徒の非行防止や指導の取り組みを進めます。【教育相談課】
- ② 仙台駅周辺の繁華街や市内全域の中学校区において、青少年の非行の未然防止や早期発見、早期の改善につなげる街頭指導を行い、青少年の健全育成を図ります。【子供相談支援センター】
- ③ 非行や問題行動等について、青少年や保護者を対象に面接や電話、メールなどを通じて相談を行うとともに、関係機関と連携しながら対応します。【児童相談所、子供相談支援センター】

重点

基本的施策3

特殊詐欺の被害防止のための情報提供と注意喚起

【主な取り組み】

(1) 特殊詐欺情報の注意喚起・啓発《担当：市民局、財政局、健康福祉局、各区》

- ① 市ホームページ、各種広報誌等において、最新の手口の傾向や事例、対処法を紹介することなどにより、特殊詐欺被害防止に係る知識の普及を図ります。また、迅速な注意喚起に資するツイッター等のSNSでの情報発信についても、活用に努めていきます。【市民生活課、各区区民生活課、消費生活センター、税制課、保険年金課、各区保険年金課】
- ② 啓発チラシやグッズの配布などの街頭キャンペーン等や金融機関や庁舎において注意喚起・啓発活動を行います。【市民生活課、各区区民生活課】

(2) 関係機関との連携《担当：市民局、健康福祉局》

- ① 特殊詐欺や消費者被害防止に関する講座について、地域団体や福祉サービス事業者等と連携して、受講を推進していきます。【市民生活課、消費生活センター、地域包括ケア推進課】

- ② 家族や周りの人が被害に遭わないために、特殊詐欺や消費者の被害防止に取り組む団体や個人に対して適切な情報を提供します。【市民生活課、消費生活センター】

重点

基本的施策4 子どもの防犯対策の強化

【主な取り組み】

(1) 子どもやその家族の安全対策《担当：市民局、子供未来局、教育局》

- ① 通学路や日常の遊び場等、どのような場所で犯罪が起こりやすいか、子どもに理解させ、犯罪から身を守る力を伸ばすことを目的に「地域安全マップ」づくりの支援を行います。【市民生活課】
- ② 防犯に関する知識を身に付け、危険な場面に遭遇したときに安全な行動をとれるよう、子どもの学年に応じた効果的な安全教育を推進します。【教育相談課】
- ③ 子どもがスマートフォン等を安全で正しく利用するために、フィルタリング設定の徹底や家庭におけるルール作りの推奨、学校における情報モラル教育の実施を推進します。【教育相談課、教育指導課、生涯学習課】
- ④ 教職員を対象に、子どもの安全確保、犯罪被害防止等に関する研修を行います。【教育相談課、健康教育課】
- ⑤ 小中学生が携帯する防犯ブザーの購入費を補助します。【健康教育課】
- ⑥ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を、適切に保護者等に伝達する連絡体制づくりを促進し、子どもに不安を与える声かけや、子どもに対する犯罪を未然に防ぐ取り組みを支援します。【児童クラブ事業推進課、運営支援課、教育相談課】
- ⑦ 不審者・痴漢・薬物乱用・出会い系サイト利用等の被害予防に関する啓発活動を行い、子どもたちの犯罪被害防止に努めます。【教育相談課】
- ⑧ 全ての市立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校において、敷地内や学校周辺、通学路等を巡回し、子どもに対する安全指導・安全確保に努める学校防犯巡回員派遣事業「仙台・まもらいだー」を実施します。【教育相談課】

重点

基本的施策5 女性、高齢者等の防犯対策の強化

【主な取り組み】

(1) 女性の防犯対策《担当：市民局、子供未来局、各区》

- ① 大学や専門学校等の若年層の女子学生に対して防犯意識の普及啓発を図ります。【市民生活課】
- ② 女性に対する暴力の根絶や性暴力の防止に関する啓発活動を推進します。【男女共同参画課】
- ③ 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における「女性への暴力相談電話」の実施や各区保健福祉センター等での被害者からの相談対応など、問題解決に役立つ情報提供や助言、被害者の立場に立った様々な支援策を関係機関と連携しながら推進します。【男女共同参画課、子供家庭支援課、各区家庭健康課】
- ④ 市民活動団体による緊急一時保護施設（シェルター）や相談事業に係る活動を支援します。【男女共同参画課】
- ⑤ 交際相手からの暴力行為を防ぐため、若年層への予防啓発活動を行います。【男女共同参画課】

(2) 高齢者の防犯対策《担当：市民局、健康福祉局》

- ① 高齢者が参加している団体や利用する施設を中心に防犯講座を実施します。【市民生活課、地域包括ケア推進課】
- ② 高齢者自身が防犯・事故防止に自ら取り組めるよう、自身が実施できる対策等をまとめて情報提供します。【市民生活課】
- ③ 惡質商法や消費者被害に関して出前講座により学習機会を提供します。【消費生活センター】
- ④ 情報が得にくい高齢者等が消費者被害等に関する情報を容易に入手できるよう、福祉サービス事業者や民生委員児童委員等と連携して効果的な広報・啓発活動を行います。【消費生活センター】
- ⑤ 高齢者に接する機会の多い民生委員児童委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）等に対して、消費者被害とその防止等についての啓発を行います。【消費生活センター】

(3) 障害者の防犯対策《担当：市民局、健康福祉局》

- ① 障害者やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害者と接する福祉サービス事業者、ボランティア等に対して、障害者の犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。【市民生活課、障害企画課】

基本的施策 6

防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

【主な取り組み】

(1) 犯罪情報、防犯知識及び防犯活動の情報発信《担当：市民局、各区》

- ① 犯罪の発生状況や防犯に関する知識、防犯活動の状況を市政だより、市ホームページ、ラジオ等の各種媒体を活用することにより、積極的に情報提供します。
また、迅速な注意喚起に資するツイッター等のSNSでの情報発信についても、活用に努めています。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 宮城県警察の「みやぎ Security（セキュリティ）メール」に登録し、犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための防犯情報を活用できる市民が増加するよう、制度の周知を図ります。【市民生活課】
- ③ 防犯活動事例の紹介やリーフレット等の紙媒体を配布することで、情報発信を行います。【市民生活課、各区区民生活課】

基本目標 2 地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進

基本的施策 1

地域コミュニティによる防犯活動の促進

【主な取り組み】

(1) 地域コミュニティ全体による防犯の推進《担当：市民局、教育局、各区》

- ① 地域の一体感を向上させつつ、防犯上の効果も高い「あいさつ運動」を各地域で推進します。【各区区民生活課、教育相談課】
- ② 登下校時間帯に、地区防犯協会や学校ボランティア防犯巡視員による子どもの見守り活動を地域で推進します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ③ 地域の防犯団体や市による青色回転灯装備車（青パト）による防犯パトロールを推進します。【市民生活課、各区区民生活課】

基本的施策 2

自主防犯活動団体の活動の充実

【主な取り組み】

(1) 地域の自主防犯活動の促進、支援《担当：市民局》

- ① ウォーキング、犬の散歩などの際に、自分の住んでいる地域について防犯意識を持って見回る歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の普及促進及び活用を図ります。【市民生活課】
- ② 防犯協会や地域において自主的に防犯組織を結成し、パトロール活動等を行う団体に対し、その運営を支援します。【市民生活課】
- ③ 少ない人数で地域の広範囲をパトロールできる青色回転灯装備車（青パト）について、地域の防犯団体による登録を推進します。【市民生活課】
- ④ 災害発生時には、被災地を狙った犯罪を未然に防止するため、防犯パトロールの重点的な実施を推進します。【市民生活課】

(2) 既存の防犯組織の活性化《担当：市民局、各区》

- ① 市内最大の自主防犯組織である防犯協会の活動を支援します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 広報誌の配布等により、各地域の防犯協会の活動を紹介し、同協会の認知度向上や参加者の増加につなげるなど、組織の活性化を図ります。【市民生活課】
- ③ 地域における防犯活動の中心的役割を担う人材を育成するため、地域防犯活動の実践者等に対する研修を行います。【市民生活課】

(3) 地域防犯活動団体・個人等の顕彰《担当：市民局》

- ① 地域の防犯活動において、著しい貢献のある個人・団体等を表彰することで、地域における自主防犯の重要性を示すとともに、意欲をもって活動を継続してもらえるよう図ります。【市民生活課】

基本的施策3

地域と一緒にとなった子どもの見守り活動の推進

【主な取り組み】

- (1) 子どもに対する防犯活動推進《担当：市民局、子供未来局、教育局、交通局》
- ① 全ての市立小中高等学校において、PTAや地域住民等に呼びかけ、登下校時を中心に巡回活動を行う「学校ボランティア防犯巡回員」事業を推進します。【教育相談課】
 - ② 公用車、給食配送車、郵便車両、協賛企業車両に学校防犯巡回員「仙台・まもらいだー」マグネットシートを貼付して、児童の緊急時に学校・警察へ連絡する「学校防犯車両」として運行することにより、制度の啓発と見守りを行います。【教育相談課】
 - ③ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を、地域の学校、保育所、児童館、町内会、防犯協会等で適切に共有する連絡体制づくりを促進し、子どもに不安を与える声かけや、子どもに対する犯罪を未然に防ぐ取り組みを支援します。【市民生活課、児童クラブ事業推進課、運営支援課、教育相談課】
 - ④ 仙台市校外指導連盟・学校警察連絡協議会・地域ぐるみ生活指導連絡協議会の関係団体を支援し、地域における児童生徒の安全を確保します。【教育相談課】
 - ⑤ 子どもたちの緊急避難所として、地下鉄駅における「子ども110番の駅」や地域の店舗、民家の協力を得ながら「子ども110番の店（家）」を拡充します。【交通局安全推進課、教育相談課】
 - ⑥ 市立小中学校の学区内の危険箇所を点検し、地域の意見を踏まえ、「立入禁止」等の注意喚起の立て看板を設置します。【教育相談課】
 - ⑦ 全ての市立学校において、警察、子供相談支援センター、防犯協会、PTA等の協力を得ながら、毎月第2金曜日に一斉に登下校時に学区巡回を行う「防犯・子どもを守ろうデー」を実施します。【教育相談課】

重点

基本的施策4

地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進

【主な取り組み】

(1) 地域連携による防犯施策の推進《担当：市民局、各区》

- ① 各区安全安心街づくり推進協議会等において、区民、事業者、関係機関等が連携し、安全安心街づくりの取り組みを実施します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 防犯協会などの自主防犯団体と日常的に地域住民と係わりがある町内会や福祉団体等との防犯ネットワークづくりを推進します。【各区区民生活課】
- ③ 各区において指定する区安全安心街づくり活動推進モデル地区において、地域の特性に応じた課題の把握や情報共有、解決のための取り組みを実施します。また、その中でネットワーク構築や活動展開で参考となる事例は、広く啓発を図ることで安全安心街づくりを推進します。【各区区民生活課】
- ④ 例年実施される全国地域安全運動等の期間を活用して、各警察署や防犯協会と継続的に連携を図りながら、地域の防犯啓発活動に取り組みます。【市民生活課、各区区民生活課】

(2) 繁華街・歓楽街の対策《担当：市民局、青葉区》

- ① 安全安心街づくり活動重点推進地区として国分町地区を指定し、市、地域関係者、警察で構成する「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」等を設置して、協議・連携・情報共有を図り、官民一体となった重点的取り組みを推進します。【市民生活課、青葉区区民生活課】
- ② 中心部商店街や国分町地区については、市、地域関係者、警察等が緊密に連携しながら、協働で客引き対策を推進します。【市民生活課】

(3) 暴力団排除の推進《担当：市民局》

- ① 「暴力団を恐れない」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本理念とし、「暴力団と交際しない」ことと併せて、市、市民、事業者等と連携協力のもと、暴力団排除に関する施策を推進します。【市民生活課】

基本的施策5 犯罪被害者等の支援

【主な取り組み】

(1) 犯罪被害者等の支援《担当：市民局》

- ① 犯罪被害者や家族が置かれた困難な立場を市民に理解してもらうために、警察や関係団体と連携し、「犯罪被害者週間」を活用する等様々な機会を捉えた啓発を行います。【市民生活課】
- ② ドメスティック・バイオレンス（※1）やストーカー等の被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等支援（※2）を行います。【戸籍住民課】
- ③ 消費生活トラブル等による被害の回復のための相談においては、警察や弁護士会等との連携・情報共有を図ります。【消費生活センター】
- ④ 犯罪被害者等の相談や直接支援等に取り組む犯罪被害者支援団体の活動を支援します。【市民生活課】
- ⑤ 犯罪被害者等の支援については、情報及び給付制度を有する警察や、対応のノウハウを有する犯罪被害者支援団体、市の関係する部局が連携して対応します。【市民生活課】
- ⑥ 犯罪被害者等支援総合相談窓口により、各種支援施策の情報提供や関係機関等の紹介などを行うことで、被害者及び家族の適切な支援につなげます。【市民生活課】

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。

※2 住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等

配偶者からの暴力及びストーカーの被害者が住居を移転した場合、その居所を知ろうとする加害者から被害者を保護することを目的として、被害者からの申し出に基づいて、住民基本台帳や選挙人名簿の一部を閲覧すること等を制限する等の措置を講ずるもの。

基本目標 3 犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

基本的施策 1

子どもの安全を確保するための環境整備

【主な取り組み】

(1) 子どもに対する安全な環境づくり 《担当：子供未来局、教育局》

- ① 全市立小学校、幼稚園、特別支援学校及び全市立保育所に設置されている警報ベル並びに児童館に設置されているインターホン等を適切に管理し、不審者の侵入防止や発見時の速やかな報知ができる環境を維持します。【児童クラブ事業推進課、運営支援課、学校施設課】
- ② 民間の保育所等についても警報ベル等防犯設備の設置を推進します。【環境整備課】
- ③ 不審者情報を多く寄せられている小学校や中心部の小学校等について、防犯力メラを設置します。【学校施設課】
- ④ 通学路の点検や確認を行い、安全な環境整備に努めます。【学事課、教育相談課】

重点

基本的施策 2

犯罪リスクを低減させる環境整備や活動支援

【主な取り組み】

(1) 道路の防犯対策 《担当：建設局、各区》

- ① 公共施設周辺の街路灯の充実化を図ります。【道路保全課、各区道路課】
- ② 私道等に街路灯を設置しようとする町内会等を支援します。【道路管理課、各区道路課】
- ③ 私道等に設置されている街路灯を維持管理する町内会等を支援します。【道路管理課、各区道路課】

(2) 公園の防犯対策 《担当：建設局、各区》

- ① 樹木の剪定等適正な管理を行い、死角の減少を図ります。【建設局公園課、各区公園課】
- ② 公園灯の新設・修繕を行い、暗がりの減少を図ります。【建設局公園課、各区公園課】
- ③ 公園の清掃・安全管理等の活動を行うボランティア団体を支援し、公園の見回り活動を推進します。【建設局公園課、各区公園課】

(3) 住宅の防犯対策 《担当：市民局》

- ① セミナーの開催等により、住宅の防犯に関する情報提供を図ります。【市民生活課】
- ② イベント時のブース展示や各種情報媒体の活用により、防犯性能の高い住宅用防犯グッズの情報提供や「一軒一灯運動」の促進を図ります。【市民生活課】
- ③ 防犯協会が家庭を訪問し、防犯上のアドバイスを行う防犯診断を推進します。【市民生活課】

(4) 地域の防犯対策 《担当：市民局》

- ① 地域における自主的な防犯活動を補完し、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備となる、地域団体等の防犯カメラ設置を支援するとともに、設置後の適切な管理についても検討します。【市民生活課】

(5) 商店街の防犯対策 《担当：経済局》

- ① 商店街による安全で快適な空間づくりや環境整備を支援します。【地域産業支援課】

(6) 公共施設の防犯対策 《担当：全局区》

- ① 本市が整備する公共の建物について、死角を解消し、見通しを確保するなど、防犯上の配慮を行います。

(7) 再犯防止推進 《担当：健康福祉局、子供未来局》

- ① 罪を犯した人（※）の円滑な社会復帰や安定した地域生活の継続に向けて、支援機関等の連携や情報共有により、必要な支援につながるよう取り組みます。【社会課】
- ② 更生支援への理解と協力を啓発することで、地域での立ち直りを支えられるよう取り組みます。【社会課、子供未来局総務課、子供相談支援センター】

※「罪を犯した人」とは、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分の審判を受けた人、又は微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人です。

基本的施策3

迷惑行為等防止への取り組み

【主な取り組み】

(1) ごみのポイ捨て対策《担当：環境局、各区》

- ① ポイ捨てしない人づくりを進めるため、各種啓発活動や関連機関等と連携してのキャンペーン等を行います。【家庭ごみ減量課】
- ② ポイ捨てしにくい環境づくりを進めるため、自主的清掃活動の支援や仙台まち美化サポート・プログラム(※)等を実施します。【家庭ごみ減量課】

※ 「仙台まち美化サポート・プログラム」

一般的には「アダプト・プログラム」と言われ、参加する団体と本市が活動内容等についてあらかじめ覚書を交わし、市が管理する道路や公園等の清掃や除草等の活動をボランティアにより定期的・継続的に行うものです。

(2) 自転車の危険・迷惑走行対策《担当：市民局、建設局》

- ① 年代に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進することで、自転車を利用する全ての人が交通ルールを学べる環境をつくります。【自転車交通安全課、各区分民生活課】
- ② 地域や学校、関係機関・団体等と連携し、交通ルール遵守の大切さを啓発するとともに、重点的指導などの対策を講じることにより、効果的な交通安全活動を推進します。【自転車交通安全課、各区分民生活課】
- ③ 自転車利用者がルール・マナーを遵守できるように、市民一人ひとりの安全利用意識を高める周知・広報活動に取り組みます。【自転車交通安全課、各区分民生活課】
- ④ 自転車や歩行者、自動車が、安全に安心して通行することができる道路空間の形成に向けて、地域の状況に応じた自転車通行空間の整備を進めます。【自転車交通安全課、道路計画課、各区道路課】

(3) 歩きたばこ対策《担当：市民局》

- ① 歩行喫煙防止重点区域において、横断幕・立看板・路面表示・キャンペーン等様々な歩きたばこ防止の啓発を行います。【市民生活課】
- ② 各種情報媒体を活用し、歩きたばこ防止の啓発を図ります。【市民生活課】
- ③ 商店街振興組合等関係団体との連携により、歩きたばこ防止の啓発を図ります。【市民生活課】

(4) 歩きスマホ対策《担当：市民局、交通局》

- ① 地下鉄車内放送や市ホームページ等において、歩きスマホの防止を呼びかけ、スマートフォンや携帯電話の安全利用の周知や、マナーアップを図る取り組みを進めます。【市民生活課、交通局安全推進課】

(5) 放置自転車対策《担当：建設局》

- ① 転入者や学校等への駐輪場ガイドの配布やホームページへの駐輪場マップの掲載、街頭による誘導啓発の実施等により、放置防止に係るルール・マナーの意識向上を図ります。【道路管理課】
- ② 公共駐輪場の整備・維持や附置義務駐輪場の設置により、駐輪場の利用促進を図ります。【道路管理課】
- ③ 放置自転車の撤去を行い、路上放置を防止し、歩行者の安全や道路機能の確保等を図ります。【道路管理課】

(6) 違法駐車対策《担当：市民局》

- ① 交通安全指導員による違法駐車等防止重点地域内における違法駐車等防止の助言・啓発活動を行います。【自転車交通安全課】
- ② 各種情報媒体を活用し、違法駐車防止の啓発を図ります。【自転車交通安全課】

(7) 繁華街・歓楽街の客引き対策《担当：市民局》【再掲】

- ① 中心部商店街や国分町地区については、市、地域関係者、警察等が緊密に連携しながら、協働で客引き対策を推進します。【市民生活課】

(8) 落書き対策《担当：市民局、各区》

- ① 関係機関・団体等と連携し、落書き消去活動を行います。【市民生活課、各区区民生活課、各区街並み形成課】
- ② 市民や町内会、市民活動団体等が行う自主的な落書き消去活動に対して、消去剤等の物品の貸し出しを行います。【市民生活課、各区街並み形成課】
- ③ 落書きは犯罪であり、許されない行為であることの周知徹底を図ります。【市民生活課】

(9) 違反広告物等対策《担当：都市整備局、建設局、各区》

- ① 街中や幹線道路沿い等で定期的に違反広告物の除却を行います。【都市景観課、各区街並み形成課】
- ② 関係機関・団体と連携し、違反広告物を除却します。【都市景観課、各区街並み形成課】
- ③ 道路を不法に占用している商店街等の立て看板等の陳列物については、警察や商店街振興組合と連携し、撤去を指導します。【道路管理課、各区道路課】

(10) 管理不十分な空き家等対策《担当：市民局、健康福祉局、消防局、各区》

- ① 法律や条例の周知を図り、空き家の所有者等に対し、周辺の環境に悪影響を及ぼす空き家とならないよう適切な管理を呼びかけます。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 空き家の管理に関するリーフレットを区役所等で配布し、所有者等に早期の対応や相談を促することで、適切な管理がなされない空き家とならないよう取り組み

ます。【市民生活課、各区区民生活課】

- ③ 市民から相談のあった空き家等の現況調査を行い、適切に管理されていない空き家の所有者等に対し、管理不全な状態を解消するための必要な措置を講じるよう指導、助言等を行います。【市民生活課、各区区民生活課】
- ④ 市民から相談のあった空き家等の現況調査を行い、火災予防上適切に管理されていない空き家の所有者等に対し、当該空き家への侵入防止、周囲の可燃物除去等の指導を行います。【消防局予防課、各消防署予防課、宮城消防署】
- ⑤ 市民から相談のあった宅地用空き地の現況調査を行い、適切に管理されていない空き地の所有者等に対し、除草等の指導又は助言を行います。【生活衛生課、各区衛生課】

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・関係機関等との推進体制

安全安心街づくりを推進するためには、市民・事業者・市が各自の責務を果たしつつ、相互に協力することが必要です。

市は、市民、事業者及び行政関係機関と連携を図りつつ、安全安心街づくりに関する施策について、効果的、計画的な事業の推進を図ります。

各区においては、各区安全安心街づくり推進協議会等の推進組織（事務局：各区役所区民生活課）により、区民、事業者、関係機関・区等が連携し、モデル地区の指定等、各区・地域の安全安心街づくりの取り組みを推進します。

繁華街・歓楽街については、安全安心街づくり活動重点推進地区である国分町地区において、商店街の事業者、関係団体、警察等が連携することにより、安全安心街づくりに向けた取り組みを推進します。

2 本市の推進体制

(1) 庁内推進体制

市長を本部長とし、副市長及び全局・区長並びに事業管理者等を構成員とする「仙台市安全安心街づくり推進本部」において、本市における安全安心街づくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、推進本部の目的を達成するため、各局主管課長等から構成する幹事会を置き、具体的事業の推進や重要な事項等、推進本部に付議すべき事項を調整し、専門的な事項等で調査検討が必要と認めたときには、幹事会に部会を置くなど、実効性のある施策展開を図ります。

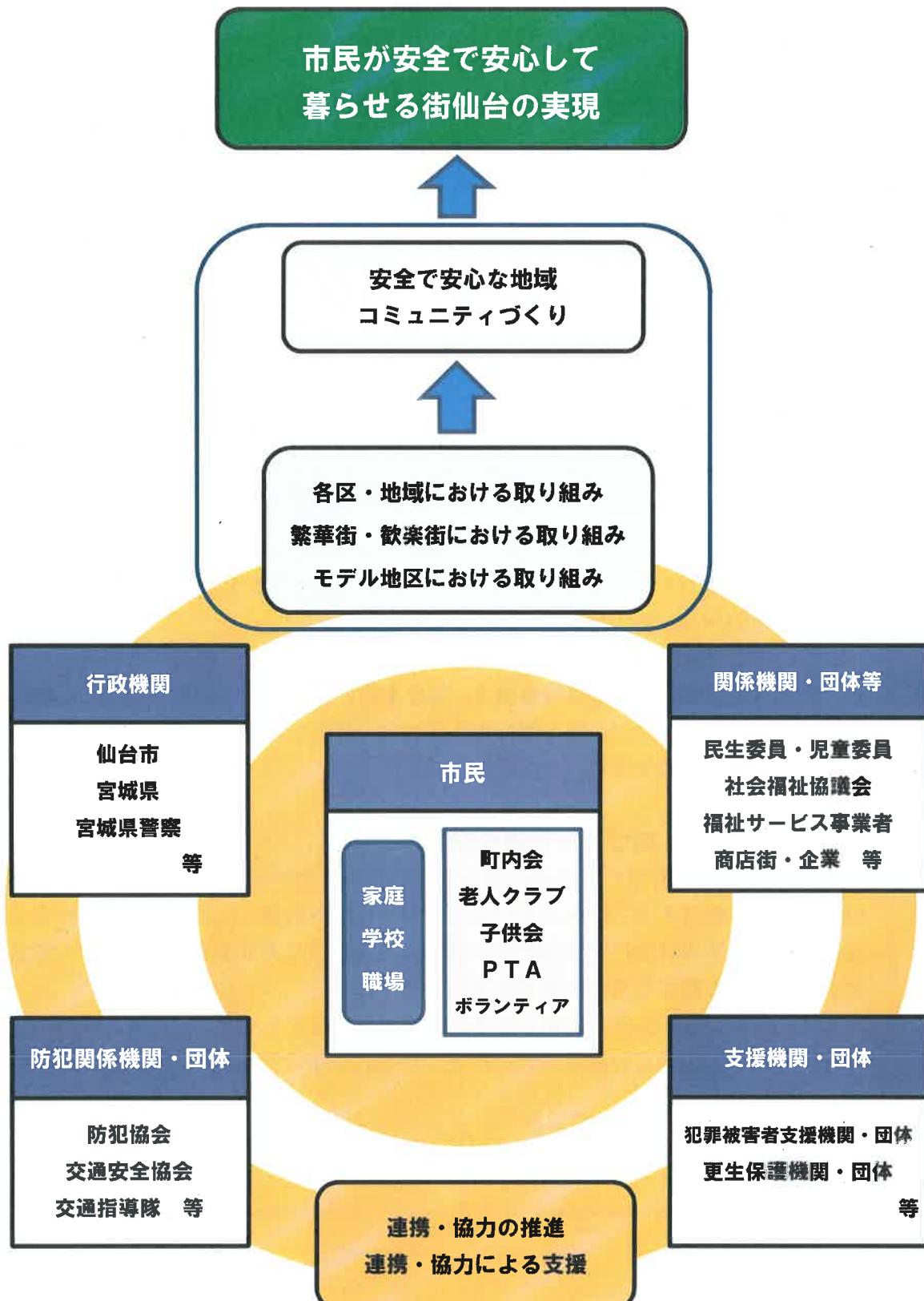
(2) 仙台市安全安心街づくり推進会議

仙台市安全安心街づくり条例に基づいて設置された学識経験者や関係行政機関の職員等から構成する「仙台市安全安心街づくり推進会議」において、仙台市安全安心街づくり基本計画に関することや施策の実施状況に対する評価等、本市の安全安心街づくりに関する重要な事項を審議します。

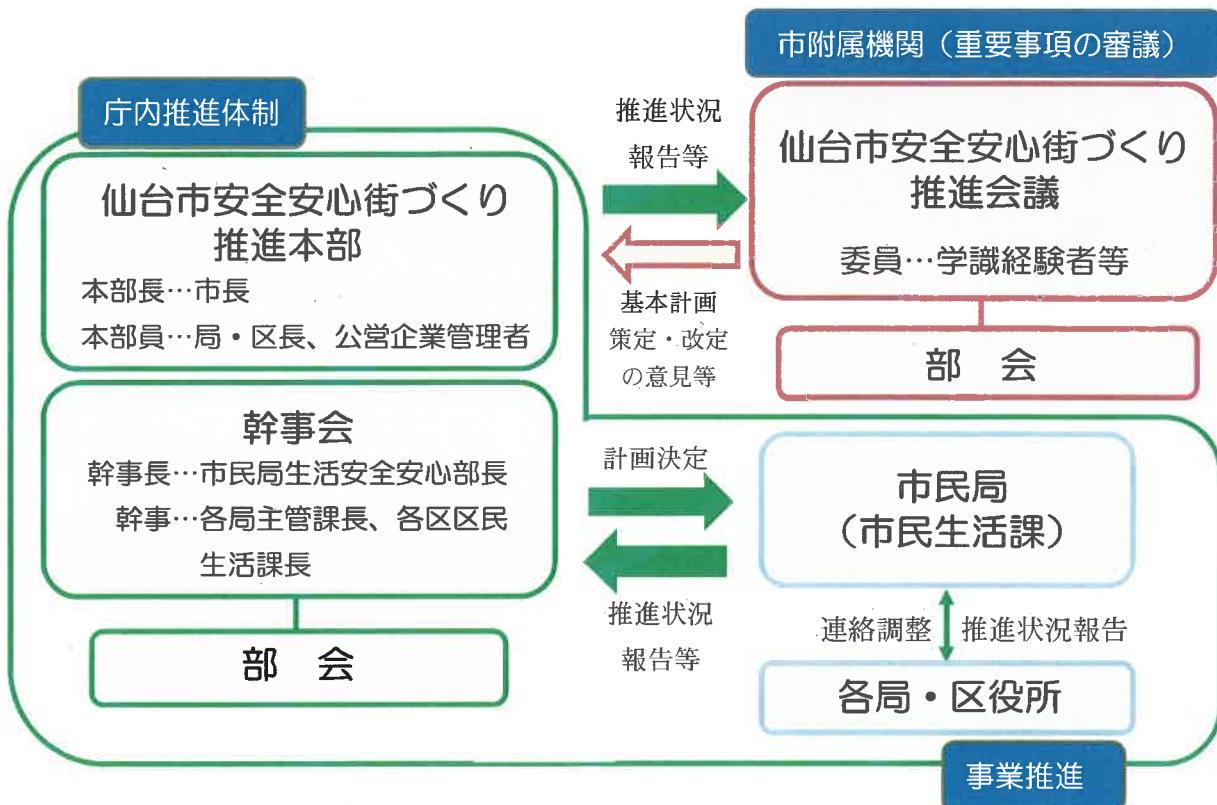
また、必要に応じ部会を設置して専門の事項を審議するなど、安全安心に係る各分野の方々からの幅広い意見をいただきながら、施策の効果的な推進を図ります。

3 計画の推進イメージ

(1) 市民・事業者・関係機関等との推進体制



(2) 本市の推進体制



4 計画の進行管理

本計画の基本目標が達成され、基本理念が実現されるよう、本計画に掲げた各取り組みについては、毎年実施状況の把握を行い、適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな課題等にも対応できるよう適宜計画の見直しを行います。

また、地域において自主的な防犯活動を行っている個人・団体の活動状況や意見の把握に努めるとともに、各活動の紹介や意見交換等による相互交流を図りながら、取り組みの更なる展開を促進していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえて、今回と同様の感染症流行時における計画進行において、いくつかの点に配慮を行います。

まず、地域防犯力低下への対策です。感染拡大防止のために社会活動が制限される状況下においては、地域防犯力を低下させないため、非接触による防犯活動の打合せや情報共有、活動する方の感染予防、活動内容の絞り込み等の工夫をしていきます。

次に、感染症流行に伴う国等の支援策に関連する犯罪行為への対策です。経済活動への影響に伴い、幅広い市民・団体を対象とした様々な支援策の実施が想定され、これらの支援策に便乗して、個人情報や現金等をだまし取る犯罪が懸念されます。犯罪手口の注意喚起や制度の正確な情報提供を行い、被害の未然防止を図ります。

参考資料

1 安全安心街づくりに関する市民意向調査

I. 調査概要

●調査目的

令和3年度からの次期「仙台市安全安心街づくり基本計画」の策定にあたり、市民が日常生活において、安全安心について感じていることや、施策に対する意見を把握するための基礎資料とする。

●調査対象者及び回収数

調査対象者：仙台市内に居住する満18～89歳までの男女2,000人
標本数：2,000件、有効回収数：1,027件（有効回収率：51.4%）

●調査方法

自記式・無記名式の質問紙調査
郵送による配布・回収

●調査項目

- (1)回答者の属性
- (2)安全安心街づくりの現状・課題について
- (3)個人や地域の防犯対策について
- (4)行政の防犯活動について
- (5)街中における迷惑行為について
- (6)防犯や安全安心街づくりについて

●調査期間

調査発送日：令和2年4～6月

II. 市民意向調査から見える市民意識

(1)犯罪が発生する可能性について

「変わらない」が55.5%と最も多く、「非常に高くなった」「高くなつた」を合合わせた犯罪が発生する可能性が“高くなつた”と回答した人は25.0%となっています。また、「低くなつた」「非常に低くなつた」を合合わせた犯罪は発生する可能性が“低くなつた”と回答した人は3.5%となっています。前回調査と比較すると、“高くなつた”と回答した人は7.9ポイントの減少となっており、“低くなつた”と回答した人は1.6ポイントの増加、「変わらない」と回答した人は7.3ポイントの増加となっています。

性・年代別にみると、男性20歳代と女性18・19歳以外の性・年代において“高くなつた”が“低くなつた”を上回っています。特に男性50歳代（30.9%）では“高くなつた”との回答が全年代の中で最も多くなつておらず、以下、女性60歳代（30.7%）、女性70歳代（28.7%）、男性80歳代（28.1%）、女性50歳代（28.0%）となつています。

（2）個人や地域の防犯対策について

①地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの

「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」が51.0%で最も多く、以下、「空家、廃屋、空き地」（27.4%）、「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」（22.7%）となつています。前回調査と比較すると、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」は4.9ポイント、「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」は4.5ポイントの減少となつています。

性・年代別にみると、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」では、男性18・19歳、40歳代、女性20～60歳代で高くなつておらず。「空家、廃屋、空き地」では、男性50歳代で42.6%と他の性・年代と比べて高くなつています。

②地域の防犯力を高めるために必要な取り組み

「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」が57.2%で最も多く、以下、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」（54.5%）、「夜間のパトロール」（35.2%）となつておらず、身近なところからの犯罪の起きにくく環境整備が地域に求められていることが分かります。前回調査と比較すると、「夜間のパトロール」は5.3ポイント、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」は4.4ポイントの減少となつています。ほとんどの項目で前回より減少した一方、「防災マップの作成」は4.9ポイント増加しました。

性・年代別にみると、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」（男性全体：46.7%、女性全体：60.4%）では13.7ポイント女性全体が男性全体を上回っており、特に女性30～60歳代で6割以上と高くなつています。

また、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」では、男性60歳代（69.7%）、女性30歳代（69.4%）が7割弱となつておらず、他の性・年代と比べて高くなつています。

③防犯に関する情報の入手経路

「新聞、テレビ、ラジオ等の報道」が83.3%で圧倒的に多く、以下、「町内会の広報（回覧板を含む）」（46.8%）、「LINE（ライン）や一斉配信メール（学校、PTAなど）」（24.8%）、「地域の方同士の情報交換」（16.9%）と、身近なコミュニティからの経路が続いています。ほとんどの項目で前回より減少した一方、「警察や市などのメールサービス」は2.1ポイント増加しました。

性・年代別にみると、「LINE（ライン）や一斉配信メール（学校、PTAなど）」（男性全体：20.8%、女性全体：28.0%）では7.2ポイント、「地域の方同士の情報交換」（男性全体：14.6%、女性全体：18.8%）では4.2ポイント、女性全体が男性全体を上回っており、女性の方が比較的身近なコミュニティから情報を入手していることが分かります。また、「町内会の広報（回覧板を含む）」では、概ね年代が高

くなるにつれて高くなっています、「ツイッターなどのSNS」は男女とも18・19歳で7割を超えており、若年層で高くなっています。

④「防犯協会」の認知度

「具体的な名称・活動内容まで知っている」が9.6%となっており、「知らない」(58.5%)、「そういった団体があるが、活動内容は知らない」(30.0%)と、半数以上が防犯協会を認知していない状況となっています。

性・年代別にみると、「具体的な名称・活動内容まで知っている」(男性全体:11.2%、女性全体:8.4%)では男性80歳代で34.4%となっており、性・年代別の中でも最も高くなっています。

⑤防犯活動の必要性

「必要だと思う」は89.9%となっており、「必要だと思わない」の7.2%を大きく上回る結果となっています。前回調査と比較すると、「必要だと思う」は0.2ポイントの増加、「必要だと思わない」は1.0ポイントの増加となっています。

性・年代別にみると、全ての性・年代において「必要だと思う」が「必要だと思わない」を大きく上回っており、老若男女問わず、地域の防犯活動の必要性を感じていることが分かります。

「必要だと思う」は男女ともに80歳代（男性:93.8%、女性:97.7%）で最も多くなっています。一方、「必要だと思わない」は、男性30歳代（16.7%）、男性20歳代（15.4%）が他の性・年代に比べて高くなっています。

⑥防犯活動への参加意向

「機会があれば参加したい」が45.1%で最も多く、以下、「参加しようと思わない」(40.2%)、「既に何らかの防犯活動に参加している」(5.1%)となっています。前回調査と比較すると、「機会があれば参加したい」が、8.2ポイント減少、「参加しようと思わない」が11.6ポイント増加となっています。

性・年代別にみると、「既に何らかの防犯活動に参加している」では男性は80歳代（15.6%）が最も高くなっています。また、「機会があれば参加したい」では、男性18・19歳（62.5%）、男性40歳代（60.3%）が、「参加しようとは思わない」では、女性18・19歳（66.7%）が6割以上となっており、他の性・年代と比べて高くなっています。

性・年代別にみると、男女ともに、参加している防犯活動の団体として最も多いものは「各町内会」となっています。

⑦防犯活動に参加して感じた課題

「参加者数の高齢化が進んでいる」が75.0%で最も多く、以下、「参加者数の維持が困難又は不足している」(38.5%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」(19.2%)、「地域の理解、協力が得られない又は得にくい」(13.5%)となっています。前回調査と比較すると、「特に課題を感じているところはない」が24.7ポイントの減少となり、ほとんどの項目

が減少しましたが、「活動拠点がない又は不足している」が3.3ポイント、「活動費用が不足している」は2.8ポイントの増加となりました。

性・年代別にみると、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」（男性全体：30.4%、女性全体：11.1%）では19.3ポイント、「地域の理解、協力が得られない又は得にくい」（男性全体：17.4%、女性全体：7.4%）では10.0ポイント男性全体が女性全体を上回っています。

⑧防犯活動に参加したいと思える頻度・条件

頻度については、「半年に1回程度であれば」が44.7%で最も多く、以下、「1年に1回程度であれば」（30.9%）、「1ヶ月に1回程度であれば」（18.4%）となっています。防犯活動に参加したいと思える条件については、「好きな時間が選べれば」が51.6%で最も多く、以下、「忙しくなければ」（42.1%）、「防犯活動の内容が自分の考えと合えば」（37.8%）となっています。前回調査と比較すると、頻度では「1ヶ月に1回程度であれば」が2.0ポイント増加しています。条件では「危険が伴わなければ」が3.9ポイント増加、「知り合い同士で参加できるならば」が3.4ポイント減少しています。

頻度について性・年代別にみると、「1年に1回程度であれば」では全ての年代で女性が男性を上回り、特に女性40歳代では47.6%と最も高くなっています。また、「1ヶ月に1回程度であれば」では、80歳代を除く全ての年代で男性が女性を上回っていることから、女性に比べて男性の方が積極的に参加の意向を示していることが分かります。

条件について性・年代別にみると、「危険が伴わなければ」（男性全体：21.7%、女性全体：41.9%）では20.2ポイント、女性全体が男性全体を上回っている。「忙しくなければ参加する」では、男性18・19歳、男性30歳代～40歳代で6割以上と高くなっています。

（3）行政の防犯活動について

・安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み

「防犯灯や街路灯を整備する（道路を明るくする）」が53.1%で最も多く、以下、「地域の犯罪発生状況を提供する」（48.7%）、「警察官による巡回活動を強化する」（46.8%）、となっています。前回調査と比較すると、「地域における防犯カメラ設置を支援する」は22.9ポイント、「地域の犯罪発生情報を提供する」は4.7ポイント増加、「犯罪の取締りを強化する」は4.2ポイント、「道路や公園等の整備において防犯の視点を取り込む」は4.1ポイント減少となっています。

性・年代別にみると、「防犯灯や街路灯を整備する（道路を明るくする）」（男性全体：47.1%、女性全体：57.7%）では10.6ポイント、女性全体が男性全体を上回っており、特に女性50歳代（67.7%）が他の年代に比べて高くなっています。

(4) 街中における迷惑行為について

・1年間で迷惑と感じた行為

「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」が40.5%で最も多く、以下、「自転車の走行マナーの悪さ」(38.5%)、「歩きたばこ」(35.2%)となっています。前回調査と比較すると、「携帯電話(スマートフォン)のマナー」で12.2ポイント、「自転車の走行マナーの悪さ」は11.5ポイント、「暴走族による騒音」は9.4ポイント、「違法駐車(駐輪)・放置自動車(自転車)」で9.0ポイントの減少となっています。ほとんどの項目で前回より減少した一方、「近隣の騒音や悪臭」は2.6ポイント増加しました。

性・年代別にみると、「繁華街の客引き」(男性全体:14.2%、女性全体:7.2%)では7.0ポイント、男性全体が女性全体を上回っています。

また、「歩きたばこ」では、男女ともに20~40歳代で高い割合になっており、特に女性20歳代(57.1%)が他の性・年代に比べて高くなっています。

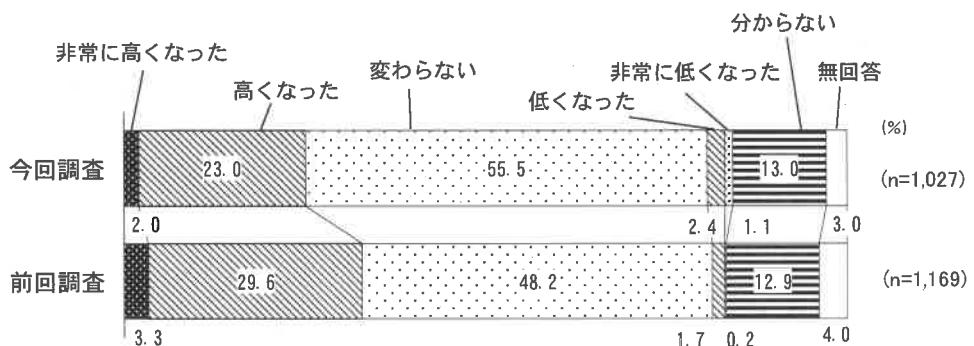
III. 調査結果(抜粋)

(1) 犯罪が発生する可能性について

●犯罪が発生する可能性について

問7 あなたは、ご自身やあなたの家族が犯罪に巻き込まれたり、日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、どのようにお感じですか。日常の行動範囲内(自宅周辺及び市内の通勤・通学、買物等で行く地域)であてはまるものをお答えください。(○は1つ)

<図表2-1>犯罪が発生する可能性について／前回比較

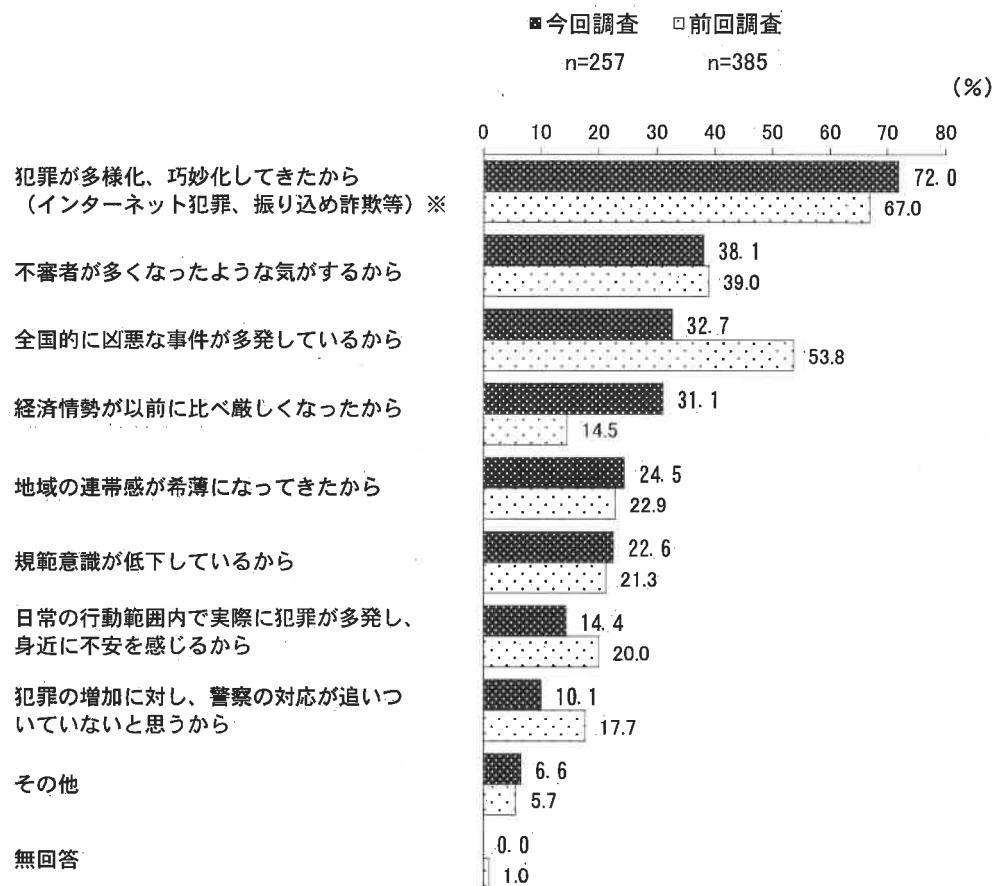


◎犯罪が発生する可能性が、「非常に高くなった」と「高くなった」と答えた人の割合は25.0%と、前回平成27年調査より7.9%減少しました。「変わらない」と答えた人が最も多く55.5%で前回調査よりも7.3%増加、「非常に低くなった」と「低くなった」と答えた人は3.5%で前回調査よりも1.6%増加しました。

●犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由

問7－1 犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由はどれですか。あてはまるものをお答えください。(○は3つまで)

<図表2－3>犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由／前回比較



※()内は前回調査では(ネット犯罪、振り込め詐欺等)と記載

◎「犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由」上位回答

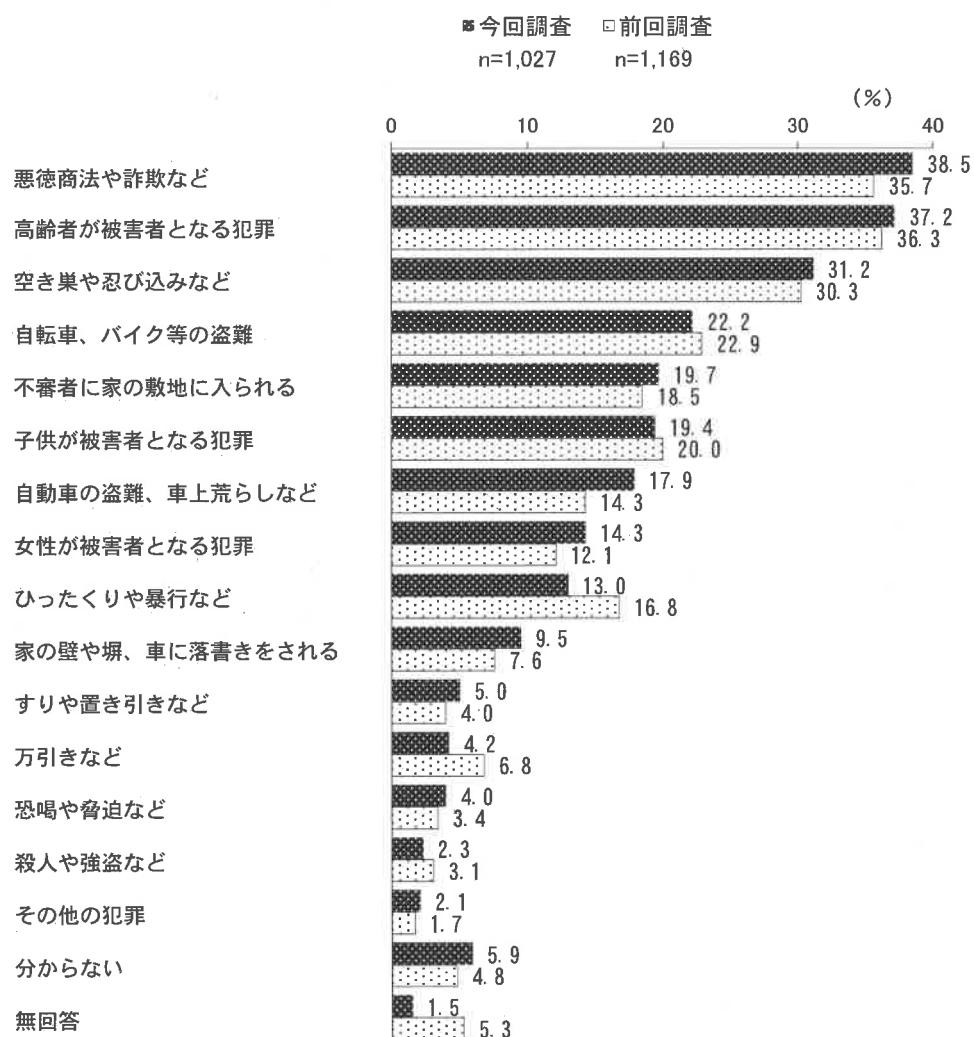
- 1 犯罪が多様化、巧妙化してきたから (インターネット犯罪、振り込め詐欺等) 72.0%
- 2 不審者が多くなった気がするから 38.1%
- 3 全国的に凶悪な事件が多発しているから 32.7%

●日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪

問8 あなたは、日常の行動範囲で発生する可能性が高いと思う犯罪は次のうちどれですか。

(○は3つまで)

<図表2-5>日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪／前回比較



◎「日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪」上位回答

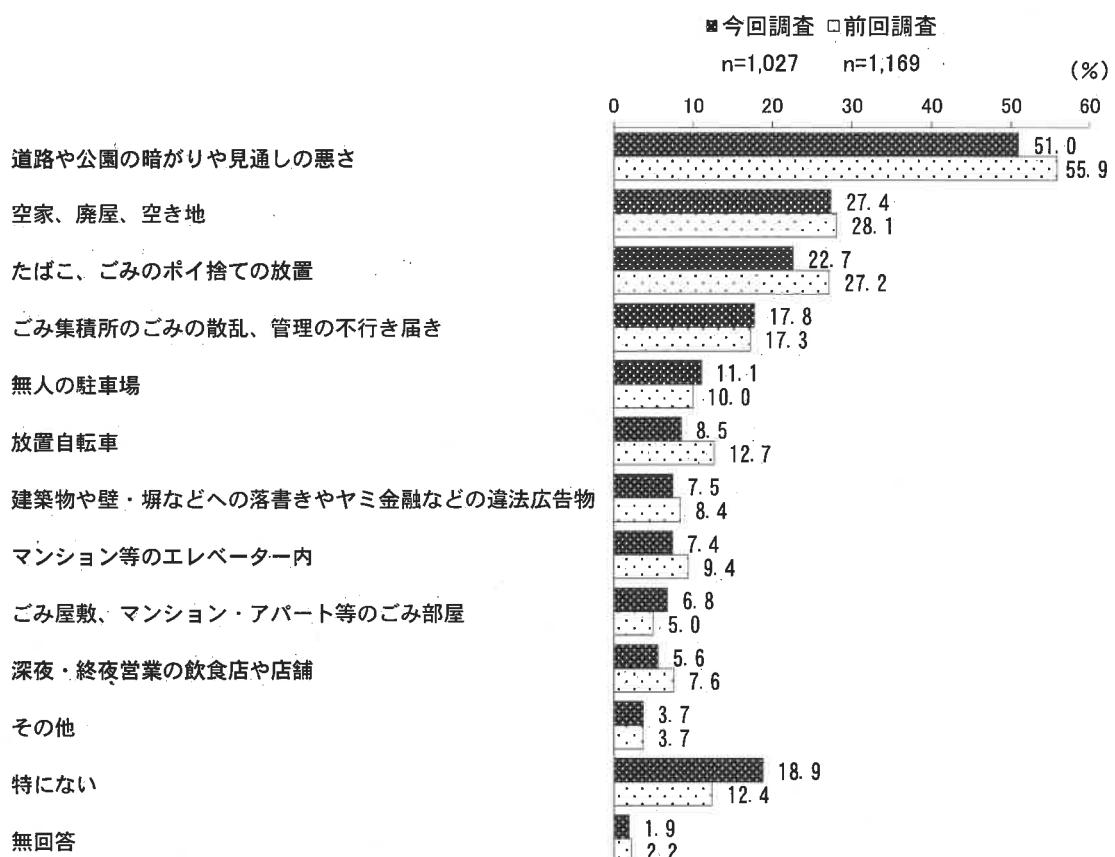
- 1 悪徳商法や詐欺など 38.5%
- 2 高齢者が被害者となる犯罪 37.2%
- 3 空き巣や忍び込みなど 31.2%

(2) 個人や地域の防犯対策について

●地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの

問9 あなたのお住まいの地域で、犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものは、次のうちどれですか。(○はいくつでも)

<図表3-1>地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの／前回比較



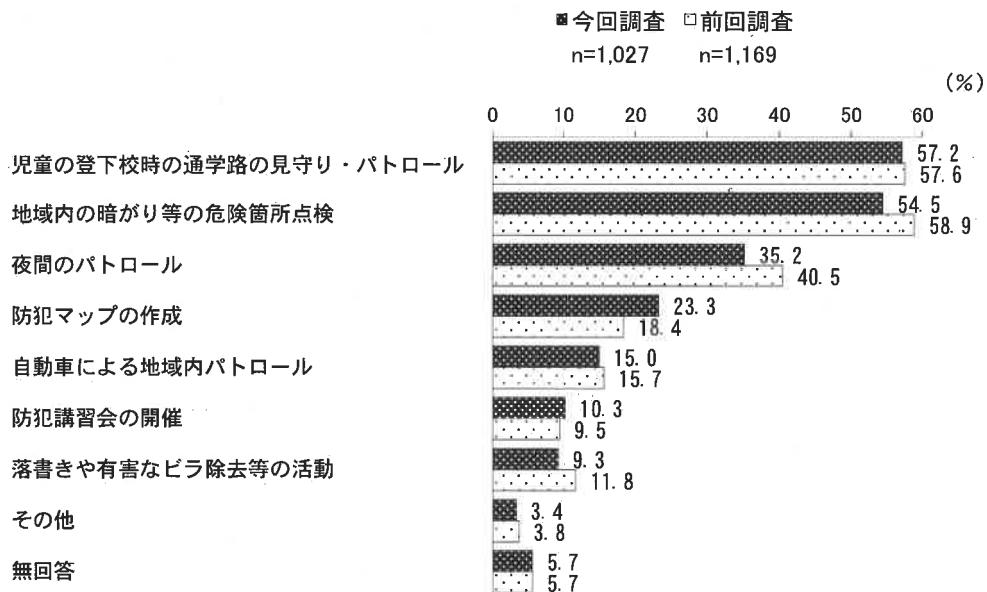
◎「地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの」上位回答

- 1 道路や公園の暗がりや見通しの悪さ 51.0%
- 2 空家、廃屋、空き地 27.4%
- 3 たばこ、ごみのポイ捨ての放置 22.7%

●地域の防犯力を高めるために必要な取り組み

問11 あなたは、地域の防犯力を高めるために、地域でどのような取り組みをしていく必要があると思いますか。(○は3つまで)

<図表3-5>地域の防犯力を高めるために必要な取り組み／前回比較



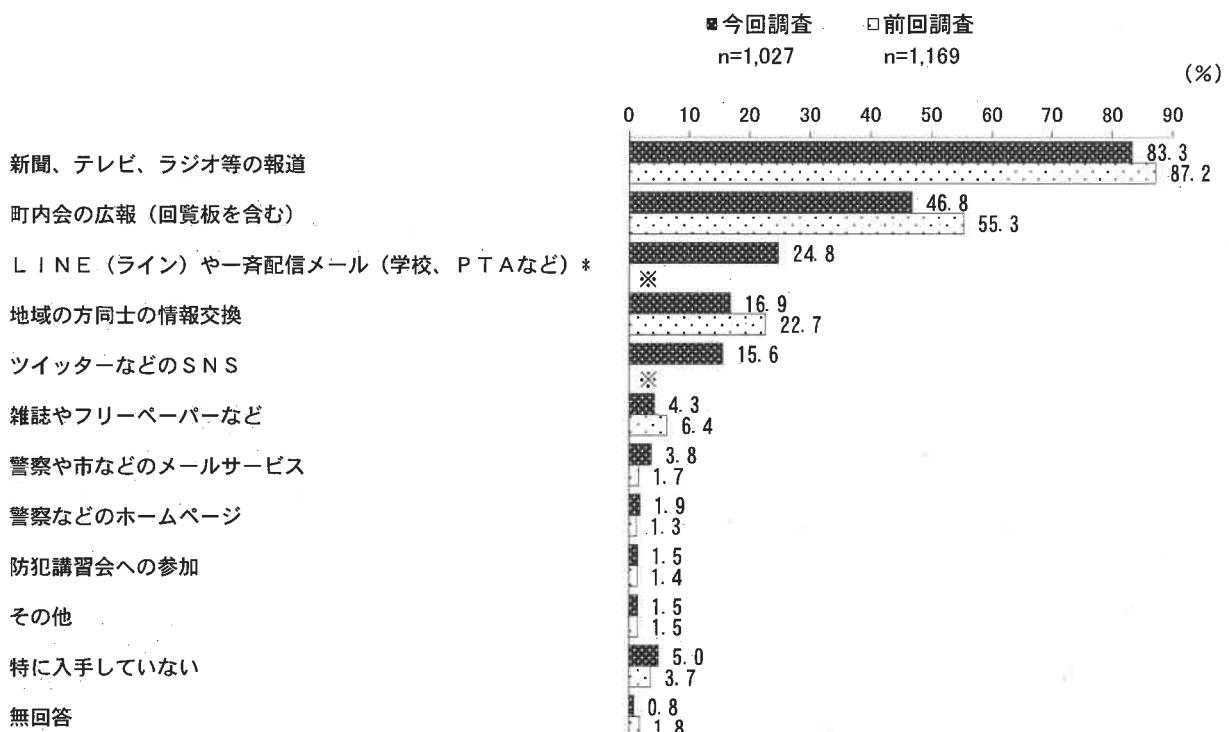
◎「地域の防犯力を高めるために必要な取り組み」上位回答

- 1 児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール 57.2%
- 2 地域内の暗がり等の危険箇所点検 54.5%
- 3 夜間のパトロール 35.2%

●防犯に関する情報の入手経路

問12 あなたは、普段どのように防犯に関する情報を入手していますか。(○は3つまで)

<図表3-7>防犯に関する情報の入手経路



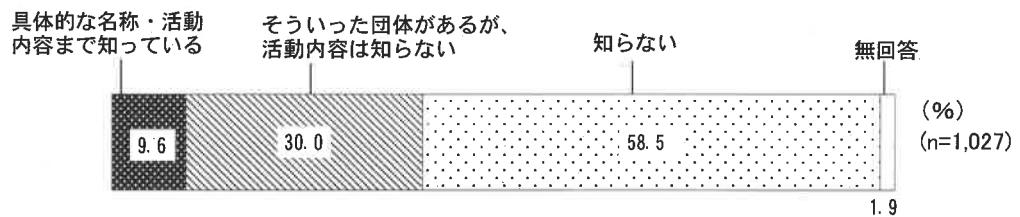
◎「防犯に関する情報の入手経路」上位回答

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1 新聞、テレビ、ラジオ等の報道 | 83.3% |
| 2 町内会の広報（回覧板を含む） | 46.8% |
| 3 LINE（ライン）や一斉配信メール（学校、PTAなど） | 24.8% |

●防犯協会の認知度

問13 あなたのお住まいの地域の「防犯協会」という組織を知っていますか。(○は1つ)

<図表 3-9>防犯協会の認知度



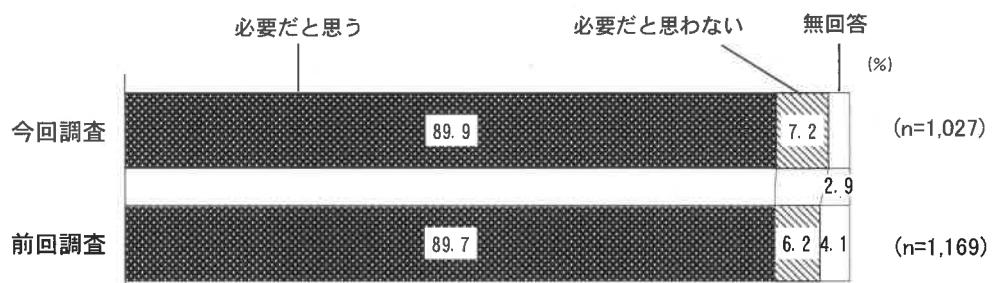
(今回調査より設問追加のため、前回比較なし)

◎「地域の防犯協会」について、「具体的な名称・活動内容まで知っている」と答えた人は9.6%にとどまり、活動内容を知らない人は全体で9割を超えていました。

●防犯活動の必要性

問14 あなたは、地域の防犯活動は必要だと思いますか。(○は1つ)

<図表 3-11>防犯活動の必要性／前回比較

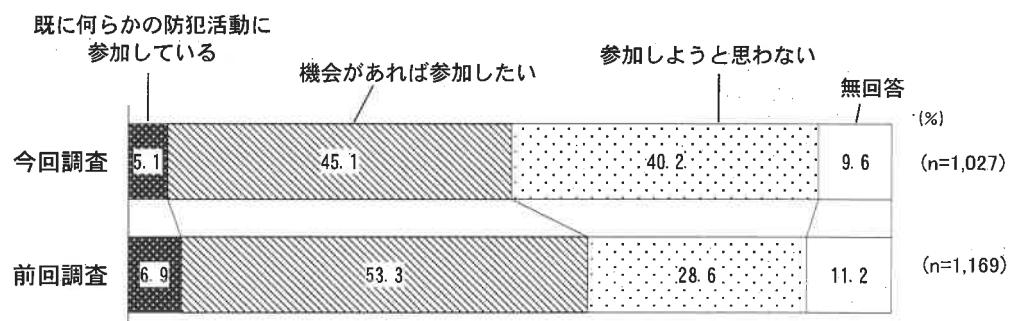


◎「地域の防犯活動は必要」と答えた人は、89.9%に上っています。

●防犯活動への参加意向

問15 あなたは、地域の防犯活動に参加したいと思いますか。(○は1つ)

<図表3-15>防犯活動への参加意向／前回比較

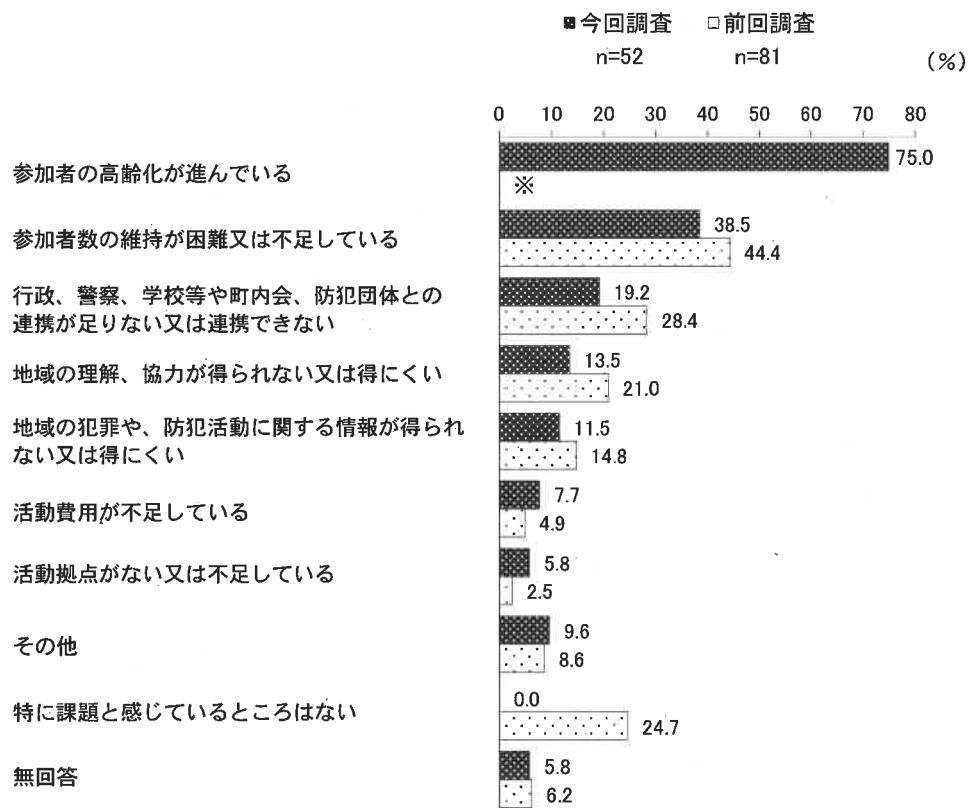


◎防犯活動への参加意向については、「既に何らかの防犯活動に参加している」と答えた人は5.1%にとどまっていますが、「機会があれば参加したい」と45.1%の人々が答えており、約半数の人が防犯活動への参加に関心があることが分かります。

●防犯活動に参加して感じた課題

問15-3 参加してみて感じた、防犯活動の課題をお答えください。(○はいくつでも)

<図表3-21>防犯活動に参加して感じた課題／前回比較



※は選択項目なし

◎「防犯活動に参加して感じた課題」上位回答

- | | |
|---|-------|
| 1 参加者の高齢化が進んでいる | 75.0% |
| 2 参加者数の維持が困難又は不足している | 38.5% |
| 3 行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない
又は連携できない | 19.2% |

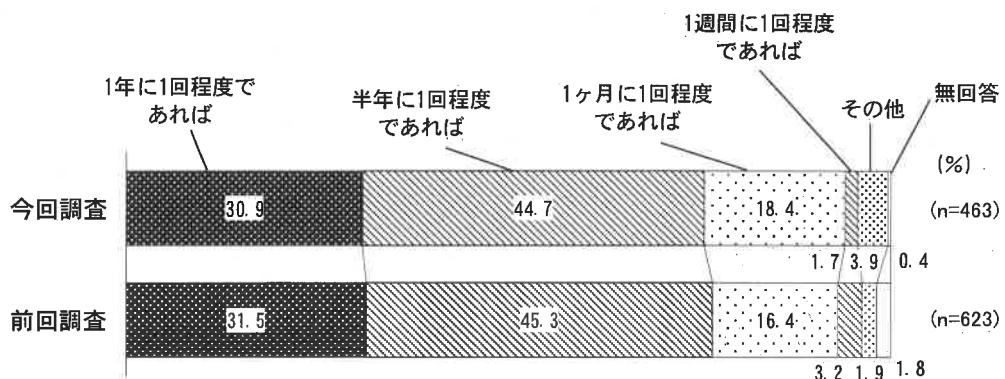
●防犯活動に参加したいと思える頻度・条件

問15-4 どのような頻度、条件であればあなたの地域の防犯活動に参加したいと思いますか。

(○はA. 頻度：1つ、B. 条件：いくつでも)

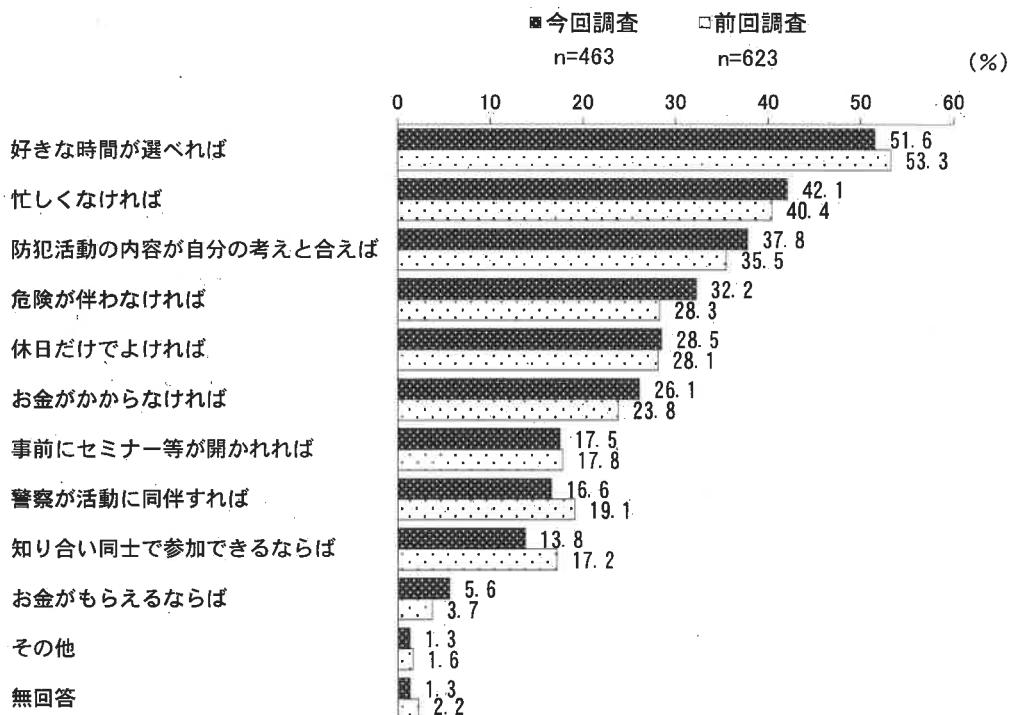
【A. 頻度】

<図表3-23>防犯活動に参加したいと思える頻度／前回比較



【B. 条件】

<図表3-24>防犯活動に参加したいと思える条件／前回比較



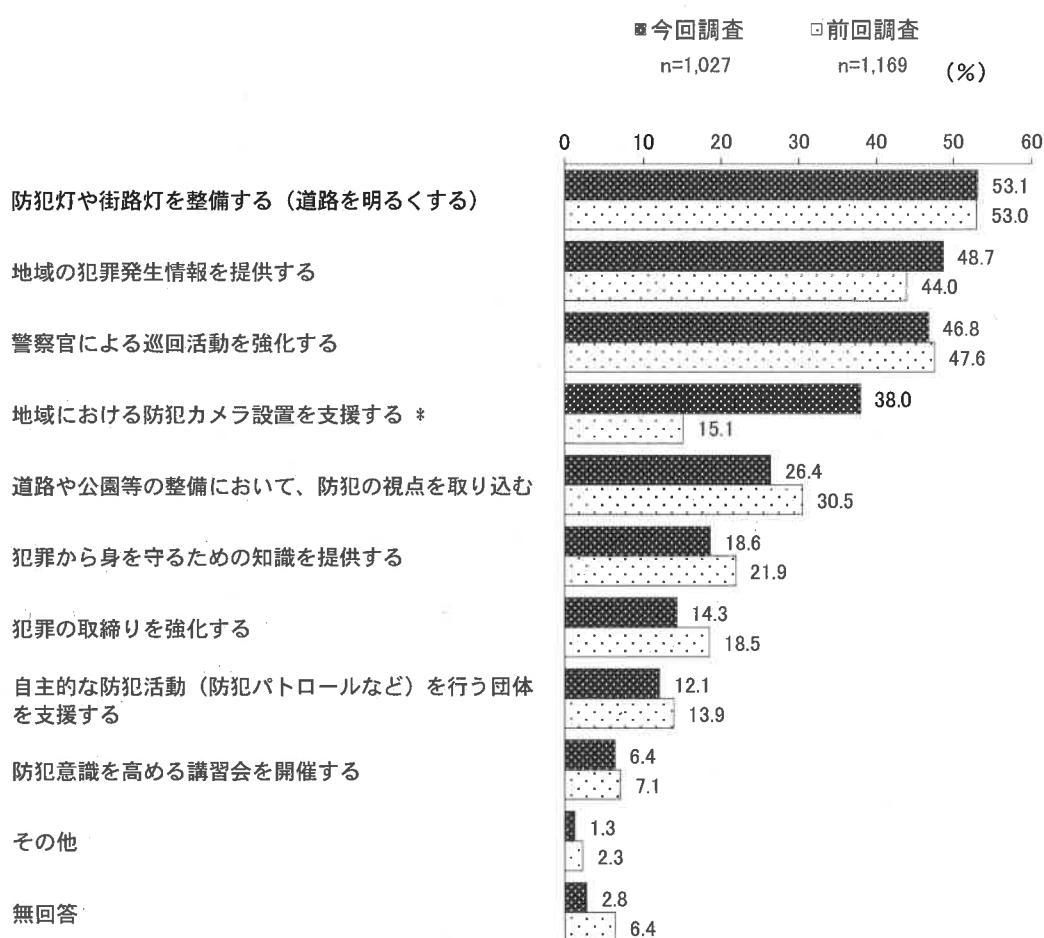
- ◎「防犯活動に参加したいと思える頻度」については、「1年に1回程度」で30.9%、「半年に1回程度」で44.7%の人人が答えています。「防犯活動に参加したいと思える条件」の上位回答は、「好きな時間を選べれば」が51.6%、「忙しくなければ」が42.1%、「防犯活動の内容が自分の考えと合えば」が37.8%となっています。

(3) 行政の防犯活動について

●安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み

問16 あなたは、犯罪のない安全で安心な街づくりのために、行政や警察のどのような取り組みが重要であると思いますか。(○は3つまで)

<図表4-1>安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み／前回比較



*前回調査では「繁華街や商店街などに防犯カメラを整備する」と記載

◎「安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み」上位回答

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 防犯灯や街路灯を整備する（道路を明るくする） | 53.1% |
| 2 地域の犯罪発生情報を提供する | 48.7% |
| 3 警察官による巡回活動を強化する | 46.8% |
| 4 地域における防犯カメラ設置を支援する | 38.0% |
| 5 道路や公園等の整備において、防犯の視点を取り込む | 26.4% |

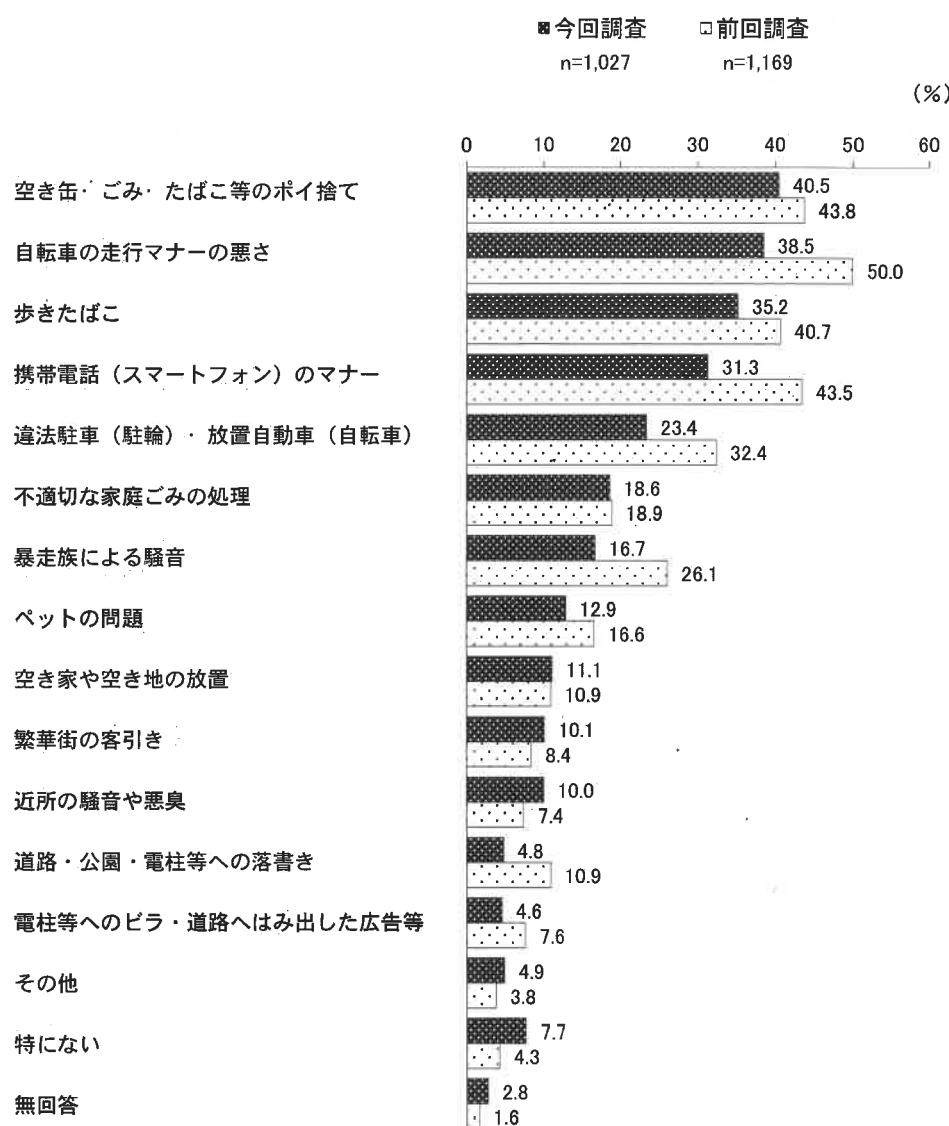
(4) 街中における迷惑行為について

● 1年間で迷惑と感じた行為

問17 あなたが、この1年間で迷惑と感じた行為として、どのようなものがありましたか。

(○はいくつでも)

<図表5-1>1年間で迷惑と感じた行為／前回比較



◎「この1年間で迷惑と感じた行為」上位回答

- 1 空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て 40.5%
- 2 自転車の走行マナーの悪さ 38.5%
- 3 歩きたばこ 35.2%
- 4 携帯電話（スマートフォン）のマナー 31.3%
- 5 違法駐車（駐輪）・放置自動車（自転車） 23.4%

2 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み状況

【青葉区】（亀岡地区）

事例1 「防犯啓発キャンペーン」

宮城県美術館前交差点において、朝の通学時間帯に防犯協会、各町内会、体育振興会、郵便局、小学校、中学校、PTA、中央警察署、区役所等が一体となり啓発活動を行うことで、亀岡地区にお住まいの方を始め、地域の子ども達や通学する学生などにも、「自転車盗難」「子どもへの声掛け・付きまとい」等の防止を、のぼり旗の掲出や音声、啓発品の配布等により呼びかけました。多くの学生等が通行する交差点であり、効果的な防犯啓発をすることができました。



【宮城野区】（原町地区）

事例2 「原町まちづくり活性化協議会」

地域防犯活動の推進に向け地域が主体となり協議会を立ち上げ、主に防犯カメラの設置を積極的に進めています。

また、毎年原町本通りの花壇の植え付けを小学校の生徒たちと一緒に行っており、交通指導隊、防犯協会等の協議会構成メンバーと協力しながら、子供たちが安心して作業が行えるよう見守りを行っています。

活動の際には、協議会で作成した、ベストや帽子を着用しています。



【若林区】（薬師高砂堀通り周辺地区）

事例3 「定期防犯パトロール」

「薬師高砂堀通り周辺地区安全安心街づくりの会」として、薬師高砂堀通り及びその周辺において定期的なパトロールを実施することとし、事前に防犯観点における危険個所の実地検証を行ったのち、月1回の防犯パトロールを実施しました。

実地検証でポイントとなった外灯の少ない暗い箇所や人の目につきにくい箇所などを重点的にパトロールしました。



【太白区】（郡山地区）

事例4 「防犯コンサート」

安全安心街づくり活動のモデル地区に指定を受け、八本松市民センターを会場に、より安全で安心な地域を目指して仙台フィルハーモニーの4名の演奏者による初の防犯コンサートが開催されました。

郡山地区と八本松地区の市民約50名が参加し、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、参加者に対し郡山地区防犯協会の活動や振り込め詐欺防止等の防犯意識向上に向けた啓発を行いました。コンサート終了後、参加者には防犯の啓発用品を配布しました。



【泉区】(将監地区)

事例5 「振り込め詐欺防止啓発」

振り込め詐欺の被害防止のため、将監地区にあるヨークベニマル泉将監店・泉野村店において振り込め詐欺への注意喚起を促す店内放送の実施、啓発ポケットティッシュや特殊詐欺防止のチラシを店内に設置しました。また、泉将監店においては「万引き防止」・「オレオレ詐欺防止」の横断幕を掲示しました。



3 迷惑行為の発生状況

(1) 自転車の危険・迷惑走行

◎ 自転車事故発生件数・死者数・負傷者数の推移

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
発生件数(件)	634	679	640	544	429
死者数(人)	1	2	2	1	2
負傷者数(人)	633	684	648	547	431

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

(2) 歩きたばこ

◎ 歩行喫煙者数の推移 (H15はモデルストリート設定前) (単位：人)

	H15年7月 (設定前)	H28年度 平均	H29年度 平均	H30年度 平均	R1年度 平均	R2年度 平均
合計	193	34	29	12	15	12

※ (H28～R2) 年2回調査結果の平均値。

※ (H28～R2) 調査地点17箇所の3時間計(午前8時、午後5時、午後6時)の値。

(3) 放置自転車

◎ 放置自転車等撤去数の推移 (単位：台)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
自転車撤去	11,922	11,886	9,910	8,254	7,057
バイク撤去	667	529	334	217	185
撤去計	12,589	12,415	10,244	8,471	7,242

(4) 違法駐車

◎ 駐車違反取締状況の推移 (単位：件)

	H28年	H29年	H30年	R1年
仙台市内	9,324	10,052	8,495	7,629

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

(5) 繁華街・歓楽街の客引き行為

- ◎ 客引き行為等禁止条例の基づく指導・勧告等件数

	R1 年度	R2 年度(※)
勧告	571	104
命令	207	40
過料	85	36
公表	55	25

※R2 年度は、12 月末現在の件数。

(6) 落書き

- ◎ 公共施設等落書き被害状況の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
件数	65	56	51	26	28	29

(7) 違反広告物等

- ◎ 違反広告物除却件数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
はり紙	2,398	2,283	2,813	2,949	1,137
はり札	1,022	1,316	456	232	151
立て看板	24	24	0	12	0
合計	3,444	3,623	3,269	3,193	1,288

(8) 管理不十分な空き家等

- ◎ 適切に管理されていない空き家等の所有者等に対する指導・助言件数

	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年
指導・助 言件数	518	382	363	295

4 計画の策定経過

令和元年度	
3月	第2回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画策定に向けた意見交換 ・安全安心街づくりに関する市民意向調査について ・次期計画策定スケジュールについて
令和2年度	
4~6月	安全安心街づくりに関する市民意向調査実施（4/28~6/2）
7月	第1回仙台市安全安心街づくり推進本部幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市安全安心街づくり基本計画における令和元年度実績と取組内容の総括について ・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について ・計画策定スケジュールについて
8月	第1回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について ・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について ・計画策定スケジュールについて 第1回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について ・仙台市空家等対策計画の取り組み状況について ・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について ・計画改定スケジュールについて ・次期基本計画策定に関する意見交換
10月	第2回仙台市安全安心街づくり推進本部幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくり基本計画に係る現状と課題等の整理・計画改定の方向性と必要な施策等について 第2回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくり基本計画に係る現状と課題等の整理・計画改定の方向性と必要な施策等について 第2回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくり基本計画に係る現状と課題等の整理・計画改定の方向性と必要な施策等について
11月	第3回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案について 第3回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案について
12月	「仙台市安全安心街づくり基本計画」中間案・市民意見募集（12/1~12/28）
2月	第4回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市安全安心街づくり基本計画」中間案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ・「仙台市安全安心街づくり基本計画」最終案について
3月	第4回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市安全安心街づくり基本計画」最終案について

5 仙台市安全安心街づくり条例

平成一八年三月一七日
仙台市条例第三号

安全で安心して暮らせる街の実現は、市民共通の願いであり、街づくりを進めていく上ですべての基礎となるものである。

私たちの街仙台は、杜の都と呼ばれる緑豊かな自然環境を有しつつ、東北の政治、経済の中心都市として、めざましい発展を遂げてきた。

しかしながら、都市化、高度情報化等の進展は、利便性や快適性をもたらす一方で、市民の規範意識の低下や、連帯意識の希薄化などを招き、地域社会の犯罪抑止力を低下させつつある。

このような状況を改善し、安全で安心して暮らせる街を実現するためには、自分たちの地域社会は自分たちで守るという意識の下、市、市民及び事業者が、各自の役割を果たし、かつ、互いに協力し、軽微な犯罪や迷惑行為が重大な犯罪の発生を誘引する危険性を考慮に入れながら、犯罪が起こりにくい地域社会をつくっていくことが必要である。

ここに、私たちは、地域社会全体の力を結集し、安全で安心して暮らせる街仙台の実現に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全安心街づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「安全安心街づくり」とは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。

(市の責務)

第三条 市は、市民、事業者及び関係行政機関との連携を図りつつ、次に掲げる安全安心街づくりに関する施策を実施しなければならない。

- 一 市民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- 二 市民及び事業者の安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- 三 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(市民の責務)

第四条 市民は、安全安心街づくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域社会における安全安心街づくりを推進する活動に取り組み、市が実施する安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、安全安心街づくりに必要な措置を講じ、市が実施する

安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相互協力)

第六条 市、市民及び事業者は、安全安心街づくりを推進するため、相互に協力するよう努めなければならない。

(安全安心街づくり基本計画)

第七条 市長は、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、仙台市安全安心街づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聽かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(安全安心街づくり活動重点推進地区等)

第八条 市長は、安全安心街づくりを特に重点的に推進することが必要であると認められる地域を、安全安心街づくり活動重点推進地区として指定することができる。

2 市長は、市全域における安全安心街づくりを推進するため、各区において安全安心街づくりを先導的かつ模範的に推進する地域として、区安全安心街づくり活動推進モデル地区を指定することができる。

(安全安心街づくり推進会議)

第九条 安全安心街づくりに関する重要な事項について審議するため、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 基本計画に関すること
- 二 前号に掲げるもののほか、安全安心街づくりに関し必要な事項
- 3 推進会議は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、専門の事項を審議するため、必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。
- 7 市長は、部会に専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は、市長が委嘱する。
- 9 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(区における推進体制の整備)

第十条 市長は、各区における安全安心街づくりを効果的に推進するために必要な体制を各区に整備するものとする。

(委任)

第十一條 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則

平成一八年三月二七日

仙台市規則第一五号

改正 平成二二年三月規則第一六号

平成二五年三月規則第四九号

平成二八年三月規則第二七号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号。以下「条例」という。）第九条第十項の規定に基づき、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 推進会議の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第六条 条例第九条第六項に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会は、委員及び専門委員合わせて十人以内をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長一人を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、審議の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

6 前二条の規定は、部会について準用する。

7 推進会議の決定により部会の所掌に属することとされた事項については、当該部会の決定をもって推進会議の決定とすることができます。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、市民局生活安全安心部市民生活課において処理する。

(平二二、三・平二五、三・改正)

(雑則)

第八条 この規則に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平二二、三・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平二五、三・改正)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備考
こん まさのぶ 金 政信	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 教授	会長
しぶや 渋谷 セツコ	建築と子供たちネットワーク仙台 副代表	副会長
あいざわ 相澤 雅子	仙台若林地区少年補導員協会 副会長	
たむら しんいちろう 田村 伸一郎	名掛丁商店街振興組合 専務理事	R1 第2回まで
あずみ ひろかず 安住 浩一	名掛丁商店街振興組合 理事長	R2 第1回～第3回
いのまた たかゆき 猪股 孝之	一番町四丁目商店街振興組合	R2 第4回～
いたくら けいこ 板倉 恵子	仙台市防犯協会連合会 理事	
いとう ひろあき 伊藤 宏明	仙台市 P T A 協議会 副会長	
かねだ せい か 金田 情華	公募委員	～R2 第3回
あがつま まな 我妻 茉奈		R2 第4回～
さ さ き たかし 佐々木 好志	仙台弁護士会 弁護士	～R2 第3回
おおはし ようすけ 大橋 洋介		R2 第4回～
さ さ き ひろみ 佐々木 廣美	みやぎ被害者支援センター 事務局長	
さとう しげこ 佐藤 重子	泉区北中山連合町内会 会長	
たなか ともひと 田中 智仁	仙台大学体育学部 准教授	
しらとり やすゆき 白鳥 保幸	宮城県警察本部 生活安全部 生活安全企画課犯罪抑止対策官	～R1 第2回
つちや ただひろ 土屋 忠洋	宮城県警察本部 生活安全部 生活安全企画課犯罪抑止対策官	R2 第1回～
はら みか 原 美香	南小泉チャイルド・セーフティ・ネットワークス 代表	～R2 第3回
なかじま きよし 中島 淳	東北総合通信局 電気通信事業課 課長	～R1 第2回
まつだ ようじ 松田 洋二		R2 第1回～
ほ づみ ひろゆき 保角 博行	仙台市教育委員会 仙台市立南小泉中学校 校長	～R1 第2回
もん や ようぞう 紋谷 洋三	仙台市教育委員会 仙台市立茂庭台中学校 校長	R2 第1回～

※ 令和元年度第2回推進会議 から 令和2年度第4回推進会議までの期間における委員

仙台市安全安心街づくり基本計画（第4期）
(令和3年度から令和7年度まで)

令和3年3月発行

編集・発行	仙台市市民局
	生活安全安心部市民生活課
住 所	〒980-8671
	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電 話	022-214-6148